

平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金

老人保健健康増進等事業

地域包括支援センターの機能評価指標に関する調査研究事業

報告書

平成 27(2015)年 3 月

 株式
会社 三菱総合研究所

■目 次

I 調査研究事業概要	1
1. 目的	1
2. 方法	1
3. 結果	2
4. 考察	2
5. 今後の検討課題	2
II 調査研究事業結果	4
1. 検討準備	4
(1) 既存研究等の文献収集	4
(2) 保険者等取組事例	8
2. 地域包括支援センターの機能評価指標に関する検討会の設置・運営	12
(1) 検討事項	12
(2) 検討体制	12
(3) 検討会の実施スケジュール	13
(4) 主な意見等	14
3. 評価指標等の枠組みの検討（評価指標・点検項目の考え方）	15
(1) 本事業の検討範囲	15
(2) 既存研究の成果との比較	17
(3) 運営プロセスにおける評価指標・点検項目の利用場面	18
4. 保険者及び地域包括支援センターの取組事例の収集・整理	19
(1) 評価指標・点検項目の構成	19
(2) 評価指標・点検項目の体系	20
5. 評価指標・点検項目案の策定方法の検討	49
6. 今後の検討課題	52
(1) 評価指標・点検項目案の策定	52
(2) 評価指標・点検項目の想定される形式例	54

I 調査研究事業概要

1. 目的

平成 18 年度に地域包括支援センターが制度化されてから 8 年が経過し、その設置数は全国で 4 千箇所を超えている。しかしながら、その運営方法や人員配置、対象圏域の人口規模等にセンター間で差異が見られるのが現状である。今後、地域包括ケアの中核的役割を担うことが期待されている地域包括支援センターの機能の標準化・高度化、保険者との連携強化は喫緊の課題である。

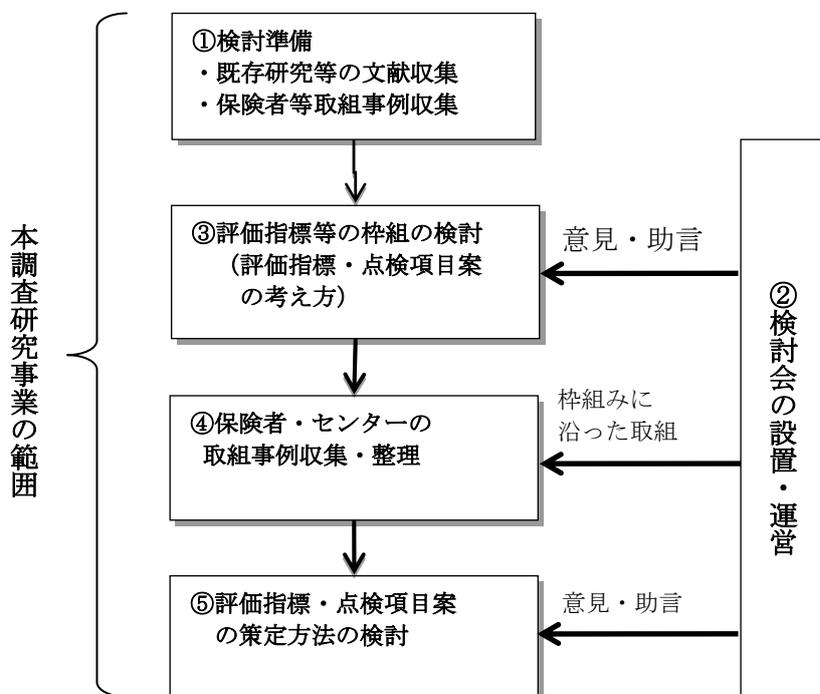
平成 27 年度の制度改正では、地域包括支援センターの設置者による自己評価と市町村によるセンターの事業実施状況の定期的な点検等について努力規定が法制化されたところである。

本調査研究事業は、このような背景から、地域包括支援センターの機能評価に係る取組の現状を把握し、効果的な評価方法の検討を行うものである。

2. 方法

本調査研究事業においては、検討準備として既存研究等の文献収集、保険者等取組事例収集を行い、機能評価に関する素地となる、評価指標等の枠組みの検討を行った。次に、当該枠組みに沿った保険者及び地域包括支援センターの取組事例収集・整理を検討会の協力を得て実施した。さらに、収集された取組内容から、評価指標・点検項目案の策定方法を検討した。

また、本調査研究事業では数表のとおり検討会を設置し、検討内容に関する意見・助言を得て遂行した。



3. 結果

本調査研究事業においては、評価指標・点検項目案の考え方として、地域包括支援センターへ包括的支援事業等を委託している保険者の保険者機能の評価がまず必要であり、さらに当該保険者の機能の一部としての地域包括支援センターの機能評価を行うこととした。

地域包括支援センターの機能評価においては、①保険者と地域包括支援センター間での運営方針の共有を確認すること、また、②地域包括支援センターにおける運営の確認が必要であることから、それぞれ、①「運営方針の共有に関する点検項目」、②「運営に関する点検項目」として、構成することとした。また、検討会の委員を通じて、前述の①②に関する実際の取組を保険者及び地域包括支援センターから収集し、蓄積することができた。

4. 考察

「運営方針の共有に関する点検」については、個別の内容の実施有無ではなく、個別の業務を工程として記述し、その達成率を基に評価する方式が考案された。また、「運営に関する点検」については、地域包括支援センターにおける個別の業務ベースの評価として、運営方針の共有に関する点検とは別に必要であることから業務別の取組に沿う内容が整理された。本調査研究事業の検討方法の枠組みに依るものの、一定の効果的な評価方法を得たと考える。

また、これらの点検の用途については、地域包括支援センターの機能評価に用いることに加え、地域包括支援センター職員に対する教育等への活用など、その他の活用方法の可能性も指摘された。多様な可能性から、当該項目の重要性が改めて確認されたと思料する。

5. 今後の検討課題

今後は、本調査研究事業で検討・考案された「運営方針の共有に関する点検」、「運営に関する点検」のそれぞれについて、次の取組を行う必要がある。また、今後具体化される点検項目については、その活用方法についてもさらに可能性を検討する必要がある。

■ 「運営方針の共有に関する点検」

本調査研究事業では個別の業務を工程として記述し、その達成率を評価する方式が考案され、「介護支援専門員への支援・指導」の業務について、具体例が示すことができた。

今後は、さらに対象の業務を拡大して、実務者から協力を得つつ、工程を検討する必要がある。さらに、対象の業務や保険者規模等により、工程の担い手が地域包括支援センターではなく保険者である場合が想定されることから、工程別の担い手についても明らかにする必要がある。

また、対象業務を拡大し、工程を考案した後は、実際の点検に耐えうるものか（点検する側が点検できる記載内容か）、また、当該項目の実効性があるか（点検した場合、評価が分かれる項目か）等の観点から、点検項目を検証する必要がある。なお、検証においては、保険者や地域包括支援センターを対象にアンケート調査等を実施する等の方法が考えられる。

■ 「運営に関する点検」

本調査研究事業では、委員から実務上の意見・助言を通じ、個別の項目を策定した。今後は当該項目の実効性等を確認する観点から、保険者や地域包括支援センターを対象にアンケート調査等を実施し、当該項目を検証する必要がある。

II 調査研究事業結果

1. 検討準備

(1) 既存研究等の文献収集

地域包括支援センターの評価等に関する過去の政策研究を中心に文献収集・整理を行った。

No	年度	報告書・実施主体	目的
1	平成20年度	地域包括支援センターの評価に関する研究 立教大学 研究代表者 高橋紘士 氏	●地域包括支援センターが抱えている課題を明らかにし、今後の方向性を探る
2	平成21年度	包括的支援事業と地域包括支援センターにおける総合評価に関する研究 立教大学 研究責任者 高橋紘士 氏	●昨年度、全国のセンターに所属する専門職の連携能力を把握したデータベースを基礎とし、地域包括支援センターの業務の実態を把握し、現状の包括的支援事業の実施の有無やその評価手法の開発のための資料を得ることを目的とし検討
3	平成22年度	地域包括支援センターの機能強化および業務の検証並びに改善に関する調査研究事業報告書 国際医療福祉大学 研究代表者 高橋紘士 氏	●今後の地域包括ケアシステムの構築にあたって、大きなターゲットとなるべき、地域において認知症早期発見システムの構築との関連で地域包括ケアのあり方を検討 ●地域包括支援センターと社会福祉協議会との関連において地域の互助システムのあり方の検討 ●地域包括ケアシステムと個別支援のあり方などの理論的整理を行うとともに、地域における互助システムの豊かな実例としての地域の集落の活動についての調査、および、互助システムの欠落の極限的形態としての孤立死問題に着目した、ヒアリング調査を実施

調査・研究	結論
<p>●委員会 グッドプラクティスともいえる実践を展開している地域包括支援センター関係者に地域包括支援センターの実態に精通した有識者を加え、地域包括支援センターの評価作業を通じて、今後の、地域包括支援センターの方向性をさぐる検討</p> <p>●調査 ・地域包括支援センターにおける取組と連携に関する調査【市区町村用】 現在の地域包括支援センターをめぐる課題を整理するとともに、地域包括支援センターの評価手法の開発を目指し、評価ツール開発に必要な基礎情報を収集 ・地域包括支援センターにおける取組と連携に関する調査【専門職用】 バックデータを収集するため、保険者および、地域包括支援センター職員の調査を実施し、地域包括支援センターの業務実態を明らかにする</p>	<p>●今後の地域包括支援センターの道筋を明らかにするための基礎作業 ●今後研究を継続し、さらに地域包括支援センターの評価手法を具体的に開発し、これに基づき、地域包括支援センターの機能強化のための提言作業を今後の課題</p>
<p>●委員会 地域包括支援センターの総合評価を行うにあたり、地域包括支援センターの機能評価をするための尺度の開発にあたっては、①保険者機能、②地域包括支援センター機能を明確化することが前提</p> <p>●作業部会 A. 保険者の取組の状況に関する調査作業部会 保険者機能に関する検討および介護保険制度に対する保険者の取組の状況に関する調査の調査票項目検討 B. 地域包括支援センター業務に関する調査作業部会 高齢者虐待対応パスおよび認知症をもつ独居高齢者の支援パスの作成 相談支援のプロセスおよび終結条件の検討、調査票項目検討</p> <p>●ヒアリング 業務全体に関する内容、総合相談支援業務について、権利擁護業務について、包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>●調査 A. 介護保険制度に対する保険者の取組の状況に関する調査 基本属性、事業計画・政策立案の状況、地域連携の仕組みづくり、地域包括支援センター職員支援、介護支援専門員支援、介護サービス事業者支援、サービスの苦情・相談体制等 B. 地域包括支援センターにおける相談支援のプロセスおよび終結条件に関する調査 基本属性、共通の支援基盤の構築プロセスについて、相談支援プロセスについて、ケース終結の状況、連携活動</p>	<p>●委員会のワーキングメンバーの精力的な検討から、地域包括支援センターの支援プロセスを明らかにする調査項目が作成された ●調査は、保険者、全国すべての地域包括支援センターに送付され、これらデータの分析を通じて、センターの総合評価（アウトカム評価）法に資する結果が得られた ●次期、介護保険制度改正のキーワードは未曾有の介護需要爆発をふまえて、「自立支援」「要介護者の尊厳の保持」そして、「生活の場で介護支援を実施すること」「予防的介護の実質化」などと考えられるが、これらを総合した「地域包括ケアシステム」の構築への要となるべき、地域包括支援センターが果たすべき役割についての共通イメージを関係者に持っていただくためのレファレンスになる「評価」のためのツール構築の目処がたってきた</p>
<p>●委員会 ・協議事項：昨年度研究の報告、今年度研究の趣旨と進め方について、先進地域および関係機関実践報告、「地域包括ケア」の概念整理に向けたディスカッション ・協議事項：認知症高齢者の早期発見システムと地域包括ケアシステムとの接点についてディスカッション ・協議事項：「地域包括ケア」の概念と地域包括支援センターの位置づけ・機能についてディスカッション ・協議事項：地域包括支援センター向け調査の集計速報報告と調査結果とりまとめに向けたディスカッション、遺品整理業者ヒアリング結果報告とディスカッション、報告書の取りまとめに向けた執筆分担協議</p> <p>●ヒアリング 包括的な地域でのケアシステムの構築に取り組んでいる自治体や関係機関、先進的な活動を行っている地域包括支援センター等に対し、ヒアリング調査を実施</p> <p>●調査 「地域包括支援センターにおける相談支援の業務実態および孤立死に対する取組に関する調査」 基本属性、相談支援の終結条件、孤立死に対する取組状況、相談支援のプロセス、社協を含む関係機関との連携の状況等</p>	<p>●地域包括支援センターが関わる、地域社会の状況によって多様な姿がありうることを前提に地域包括支援センターの業務のあり方を再構築する必要があるということが明らかになりつつある ●地域包括ケアシステムの構築にあたって、自助、互助、共助、公助の役割と相互関係について、改めて、そのあり方を検討するにあたっては、幾つかの留意点を踏まえる必要がある</p>

No	年度	報告書・実施主体	目的
4	平成23年度	<p>地域包括ケアシステム構築のための保険者と地域包括支援センターの関係性に関する調査研究事業</p> <p>立教大学 主任研究者 川村仁弘 氏 分担研究者 高橋紘士 氏 筒井孝子 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケア構築の重要なアクターである保険者の役割を評価するために、保険者機能を評価するための指標の開発 ●今後、政策的にも実践としても重要な課題と考えられる、認知症ケアについて、地域包括ケア構築という視点からの課題を整理し、今後の課題を明らかにした ●地域包括ケアシステム構築の鍵となる地域連携のあり方について、垂直的統合、水平的統合という視点からその課題を明らかにした ●地域包括ケアシステム構築のなかで重要となる非制度的支援と制度的支援のあり方について、事例調査からその現状と課題を明らかにすることを試みた。とりわけ限界集落を抱えた制度整備が困難な地域での実践を通じてインフォーマルサポートの重要性を明らかにした ●地域包括ケアシステム構築のための保険者機能の状況、自治体独自施策立案の内容、医療と介護の連携を促進する自治体主導の仕組みづくりについて、地域包括ケアシステムのうち、とりわけ医療と介護の連携などの課題について自治体へのヒアリングによる事例調査を実施
5	平成25年度	<p>地域包括ケアシステム構築のための保険者と地域包括支援センターの関係性に関する調査研究事業</p> <p>三菱東京UFJリサーチ&コンサルティング株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ●研究委員会 <ul style="list-style-type: none"> 委員 柿元美津江 氏 委員 笹井肇 氏 委員 高橋紘士 氏 座長 筒井孝子 氏 委員 東内京一 氏 委員 中澤伸 氏 ●ワーキンググループ <ul style="list-style-type: none"> 座長 筒井孝子 氏 他 委員 6名 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成23年度調査(No.4に対応)の評価項目(12項目)が示す内容について、改めて学識経験者や自治体職員によるエキスパートレビューを行い、具体的な保険者機能の「あるべき姿」を検討・精査し、「保険者機能評価指標(暫定版)」を作成する ●作成した保険者機能評価項目(暫定版)について、保険者・自治体関係者の活用を供することを目的に、シンポジウムを開催し普及を図る

調査・研究	結論
<p>●委員会 ・昨年度研究報告、今年度研究の趣旨と進め方について検討、自治体ヒアリング調査および質問紙調査の実施に向けたディスカッション ・作業部会の活動状況報告（保険者機能調査の調査票開発等）、保険者機能調査の実施に向けた協議、ヒアリング調査の状況報告、報告書のとりまとめに向けた構成の検討と執筆分担協議</p>	<p>●地域包括ケアシステムの中核を担うべく2006（平成18）年に設置された地域包括支援センターは、これまで実態として、介護予防事業が業務に大きなウェイトを占めざるを得ない状況であったが、今回の介護保険法改正に伴い、介護予防事業に必ずしも重きをおくだけでなく、地域圏内での医療との連携と強めるために、どのような機能を果たすべきかが、問われることとなったが、保険者の機能が強化されなければ、地域包括支援センターだけで、システム構築できるはずもなく、これまで保険者機能として医療との連携を謳った自治体もほとんどないことから、本事業では、この検討を実施し、また、「認知症に関わる地域連携パス」を開発してきた稀少な先進自治体へのヒアリング調査を実施し、この結果も示した</p> <p>●今回の同時報酬改定では、地域での認知症早期発見システムに関わる報酬や認知症の方々の医療サービスを受ける際の報酬については加算がなされたが、今後は、認知症の方々やその家族を地域包括ケアシステムの中でどのように支援できるかが問われることとなるだろう。本報告書では、保険者が認知症を支援するための具体的方策を実施する際のフローを示している。これは、多くの自治体にとって有益な施策立案におけるガイドラインとなると考えている</p>
<p>●ヒアリング 包括的な地域ケアに取り組んでいる事例として肝付町、肝付町地域包括支援センターや先進自治体に対し、ヒアリングを実施</p>	<p>●「保険者機能評価指標（暫定版）」を作成 10項目を第1段階（分析と展望：1～3の項目）、第2段階（方針の共有：4～6の項目）、第3段階（実践と評価：7～9の項目）に分け、最後の10番目の項目は1～9までの評価を踏まえ、保険者機能を総合的に評価する項目と位置づけ</p> <p>・第1段階（分析と展望）： 保険者（自治体）の基本業務、基本機能 この段階を適切に実施していない保険者は、取組が的外れであったり、財政上の課題を抱えたりといった問題が生じる</p> <p>・第2段階（方針の共有）： 保険者の考え方を地域内で共有すること（規範的統合）が重要であるとの認識に立ち、項目を設定 保険者の基本方針の伝達方法については、地域の規模や状況に応じて効果的な方法を選択</p> <p>・第3段階（実践と評価）： 医療と介護の連携や認知症施策、介護予防、生活支援の取組などこれからの保険者（自治体）が取り組むべき主要な課題を例示</p>
<p>●調査 「地域包括ケアシステム構築のための保険者機能調査」 自治体に必要な条件はどのようなものがあるかについて検討を行い、前年度の研究成果をもとに人材、予算、関係機関とのネットワーク構築の諸要素についての検討を行い、自治体における地域包括ケア構築のための保険者機能として、事業計画政策立案の状況、地域連携の仕組みづくり、自治体としての地域包括支援センターへの支援、介護支援専門員への支援、介護サービス事業者支援、高齢者虐待対応、権利擁護対応等への状況、さらに、地域包括ケアシステム構築のための組織整備等、地域における医療と福祉の連携状況などの尺度開発により、自治体の取組状況を評価するための指標を開発し、実際に調査自治体を選定し、調査</p>	
<p>●研究委員会（学識経験者4名、自治体関係者2名） 介護保険制度の文脈で整理しながらも介護保険制度のみを単体では取り扱わず、地域包括ケアシステムの構築と組み合わせる検討 ●ワーキンググループ（学識経験者3名、自治体関係者4名） 平成23年度調査の評価項目が示す内容の「あるべき姿」について具体的に検討 検討結果をとりまとめ、保険者機能評価指標（暫定版）を作成</p>	
<p>●事例調査 保険者機能を評価する指標の検討の参考とするため、平成23年度調査及び研究会の議論をもとに先進的な自治体を選定し、事例調査を実施 調査方法：訪問ヒアリング（半構造化インタビュー）</p>	
<p>●試行調査 広島県が主催する市長会議において、県内の23市町に評価の試行調査への参加を依頼 試行結果は、保険者機能評価項目の再検討に活用</p>	
<p>●シンポジウム 研究委員会の検討の成果を広く周知するためシンポジウムを開催 これからの保険者に期待される役割、保険者機能評価指標（暫定版）について、具体的な事例を紹介し解説</p>	

(2) 保険者等取組事例

保険者等における地域包括支援センターの評価等に関する事例を収集・整理した。

No.	主なトピックス／目的	方法（実務上の取扱）
1	<p>札幌市 地域包括支援センター設置数 委託：27箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター・介護予防センター評価事業 各センター→区→本庁のサイクルで評価事業調書（重点項目・テーマ等）を作成。 ●各センターが能動的に当該調書を作成し本庁でまとめ、その後、同サイクルにて取組結果・自己評価結果を本庁でまとめ運営協議会・各区・各センターに周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ●センター・行政等が連記する評価事業調書（指定様式）を用いて事業評価を行っている。具体的には以下の手順で行われる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 【センター→区】評価事業調書に①を記載・提出 【区→センター】巡回訪問実施、【区→本庁】①の提出 【本庁→運営協議会・区・センター】中間報告 2. 【センター→区】評価事業調書に②を記載・提出 【区→センター】巡回訪問実施、【区→本庁】③の提出 【本庁→運営協議会・区・センター】結果報告 <ol style="list-style-type: none"> ① 重点項目・テーマ等 ② 取組結果・自己評価 ③ 区評価結果
2	<p>八王子市 地域包括支援センター設置数 委託：15箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「地域包括支援センターの管理運営について」（H18.10.18厚労省老健局ほか連名通知）7-(3)-(c)-②に掲げられた項目を基本に、運営協議会によるセンター事業内容等の評価の一環として実施。 ●特徴は、上記項目以外に、地域ケア会議・職員の配置状況等の市独自項目を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指標により市で作成した「A.高齢者あんしん相談センター自己評価票」を委員に提出 ●委員により、市にヒアリングを行い「B.市担当者所管による市評価票」を作成後、センターへのヒアリング行う。 ●「C.運営協議会委員によるヒアリングの評価」を作成 ●運営協議会としての評価を得るため、市はA・B・Cの評価結果をとりまとめ、留意改善事項等に関する意見を作成 ●運営協議会としては、市に対する第三者評価的意味合いを持つ市への提言書もあわせて取りまとめている。
3	<p>横須賀市 地域包括支援センター設置数 委託：13箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター運営事業委託契約書第11条に基づき、地域包括支援センター運営事業の実施状況の評価、指導等を実施。 ●地域包括支援センターが実施してきた事業実績を総合的に評価し、市からの委託業務等が適切に行われていることについて確認する。 ●事業の評価、指導等の結果は、横須賀市介護保険運営協議会で報告するとともに、センターへ通知し、センターの今後の事業運営に役立ててもらおうものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各センター内においてセンターが事前に記載した「自己評価表」および「自己点検票」をもとにセンターより説明を求め、ヒアリング（2時間程度）を実施。 ●事業の評価、指導等は地域包括支援センターの運営事業に対して実施し、指定介護予防支援事業所の指導・監査は含まない。
4	<p>生駒市地域包括支援センター設置数 委託：6箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターからの委託料増加等に関する要望に対し、庁内（財政当局）や市民への説明を目的として、各センターの活動について自己評価及び実地調査・指導を通じ評価が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的支援事業等の事業評価につき、実務上取り入れられており、年1回毎年実施されている。具体的には、事業評価のプロセスは「包括的支援事業等の事業評価実施概要」として明文化され、センターが作成する「自己評価票」（※1）をもとに、市が書面審査し、実地調査・指導（※2）から事業評価 （※1）実施状況（達成度）を数値化 仙台市を参考 （※2）実施指導チェック項目が定められている

指標内容	備考
<p>地域包括支援センターの評価事業調書の項目は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重点課題の設定と自己評価（各センター記載） <ul style="list-style-type: none"> ・重点項目／テーマ／地域の現状と課題 ・課題解決に向けての取組内容／取組結果／自己評価 ●重点課題についての区評価（各区保健福祉課で記載） <ul style="list-style-type: none"> ・重点項目・テーマの設定について ・地域の現状把握／課題解決に向けての取組内容 ・結果・評価について ●各事業についての区評価（区保健福祉課で記載） <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援／権利擁護／包括的継続的ケアマネジメント／介護予防ケアマネジメント 	<p>区評価は4事業別を実施される 評価内容は自由記述である</p> <p>【典拠】 平成25年度 老人保健健康増進等事業 「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」(株)三菱総合研究所</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者あんしん相談センター自己評価票」 <p>[個別項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別課題（事業計画の進捗状況） <p>[共通項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援／権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・介護予防ケアマネジメント ・その他委託事業 ・その他 ・計画期間内の取組に関する総合的自己評価 ・来期計画に向けた課題 ・法人としての取組実績及び時期に向けた抱負 	<p>評価は4事業別を基本とする。 「自己評価表」は各項目について「3・2・1」の三段階で自己評価。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●業務評価は「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防ケアマネジメント業務」「介護予防活動」「地域へのPR、運営体制、人員体制」の6項目で実施する。また、6項目以外の各センターの取組についても自己点検票に基づき評価を行う。 	<p>「自己点検票」は自由記述である 「自己評価表」は各項目について「◎、○、△」で自己評価。自己評価の根拠となる資料記載欄と、自由記述での根拠記載欄がある。</p> <p>【典拠】 平成25・26年度（第8回地域包括支援センター運営事業の評価、指導等の実施要項）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●「地域包括支援センター運営事業自己評価票」 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援／権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・介護予防ケアマネジメント ・地域包括支援センターの体制について ●「地域包括支援センター実地指導チェック項目」 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援／権利擁護／包括ケア ・チームケア体制／個人情報保護／施設環境等／運営 	<p>評価は4事業別を基本とする。 4事業以外には体制／個人情報保護／施設環境／運営等がある</p> <p>【典拠】 平成25年度 老人保健健康増進等事業 「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」(株)三菱総合研究所</p>

No.	主なトピックス／目的	方法（実務上の取扱）
5	<p>大阪市 地域包括支援センター設置数 委託：66箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●センター評価に用いる事業実施基準・重点評価事業における応用評価基準、ランチ評価に用いるランチ事業実施基準※を設けており、当該基準を用いて、市・区職員が実地調査し、評価結果をその場でセンターに伝えている（場合により議論）。 ※ランチ評価はセンターが実施 ●評価結果は包括運営協議会にて審議・評価・承認され、各区のホームページ等で公表されている。 	<p>●以下の手続きが設定され、実務に取り入れられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「事業実施基準」・「重点評価事業における応用評価基準」の評価実施：保健福祉センター⇒区内のセンターを訪問 2. 「ランチ事業実施基準」の評価を実施：センター⇒総合相談窓口業務委託契約を締結しているランチを訪問 3. 「事業実施基準」・「重点評価事業における応用評価基準」・「課題対応取組報告書」の審議・評価実施し、公表する「課題対応取組報告」を決定：各区包括運営協議会⇒大阪市包括運営協議会 4. 大阪市包括運営協議会において、各区包括運営協議会の評価報告について承認。 5. 大阪市包括運営協議会で承認された区内のセンターとランチの評価結果及び公表する「課題対応取組報告」について、各区のホームページで公表。
6	<p>北九州市 地域包括支援センター設置数 直営：24箇所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <ul style="list-style-type: none"> ●統括支援センターが区内の地域包括支援センターを適切に支援することで、地域包括支援センターの機能の充実を図る。 2) <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターが「一部の業務に偏ることなくバランスよく機能しているか」「現状を知り、課題を補っているか」等について常に確認し、今後のセンター運営に還元することを目的とし、地域包括支援センター毎に、次年度に取り組むべき課題を明確にした運営方針を作成する。 ●自己点検票及び運営方針の作成にあたっては、地域包括支援センターにおける現状や課題を、共通の指標で分析する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) <ul style="list-style-type: none"> ●以下の手順で実施する <ol style="list-style-type: none"> ① 統括支援センター自己点検表の作成 ② 統括支援センター運営方針の作成 ③ 保健福祉局へ提出 ④ 保健福祉局の点検 2) <ul style="list-style-type: none"> ●以下の手順で実施する <ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターの自己点検表の作成 ② 地域包括支援センター運営方針の作成 ③ 統括支援センターへ、自己点検表及び運営方針を提出 ④ 自己点検表等の確認 ⑤ 保健福祉局へ提出 ⑥ 保健福祉局の点検
7	<p>東京都</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの運営及び業務について実態を把握するため、センター及び区市町村に対し調査を実施。 ●調査結果は、センターの機能強化に資する支援策を検討するための基礎資料とされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターに関する実態調査の調査票※について、チェックシートとして、東京都が活用を推奨している。※区市町村票及び地域包括支援センター票である。 ●活用目的は、課題や効果的な解決策の明確化、具体的な業務改善や区市町村による支援強化、機能強化、パートナーシップの強化を図ることとされ、その利用方法は以下が推奨されている。 ●地域包括支援センター、区市町村それぞれの職員間で、現状と課題を共有。 ●地域包括支援センターと設置責任主体の区市町村が、業務の現状の振り返り、今後の業務のあり方について対話

指標内容	備考
<p>「事業実施基準」・「重点評価事業における応用評価基準」は以下のとおりであり、基準に加え判断材料等が示されている。</p> <p>1. 事業実施基準</p> <p>(1) 地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営体制 ・ 業務別取組 <p>(2) 総合相談窓口（ブランチ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営体制 ・ 業務別取組 <p>2. 重点評価事業における応用評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議 ・ ブランチ連絡会 ・ 専門機関団体と住民組織との連携強化 	<p>左記(1)の業務別取組として、以下が列挙されている。ネットワークの構築、及び総合相談については数値基準が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネットワークの構築 2. 包括的継続的ケアマネジメント（ケアマネ支援） 3. 総合相談 4. 介護予防ケアマネジメント 5. 認知症高齢者支援 6. 権利擁護・虐待防止 7. センターの周知活動 <p>【典拠】 平成 26 年度「地域包括センター評価の手引き」大阪市</p>
<p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自己点検の対象となる具体的業務は下記の通り ① 地域包括支援センターの業務支援 ② 地域とのネットワーク構築支援 <p>2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の項目について評価を実施 ① 地域包括支援センターの運営体制 ② 総合相談支援業務 ③ 高齢者虐待・権利擁護対応 ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ⑤ 介護予防ケアマネジメント業務（二次予防事業・予防付ケアマネジメント業務） 	<p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「統括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。 <p>2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1) に同じ <p>【典拠】 平成 25 年度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 統括支援センター自己点検・運営方針 作成手順 2) 地域包括支援センター自己点検・運営方針 作成手順
<p>「地域包括支援センター票」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括支援センター業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの体制・組織運営 設置目的と基本的機能の周知、年度計画 組織の運営・人事 ・ 地域包括支援センターの業務 2. 地域包括支援センターに係る区市町村の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村の体制・組織運営・責務 ・ 区市町村の業務 <p>「区市町村票」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区市町村の体制・組織運営・責務 2. 区市町村の業務 	<p>各項目は選択肢から選ぶ方式である。（例：把握している／把握しているが十分でない／把握していない）</p> <p>なお、「地域包括支援センター票」に以下の項目有り</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談・支援業務 2. 介護予防ケアマネジメント業務 3. 権利擁護業務 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 <p>また、「区市町村票」には、「2. 区市町村の業務」として4事業に関する項目有り。</p> <p>【典拠】 平成 21 年度 基幹型地域包括支援センターモデル事業 （平成 23 年度地域包括支援センター運営マニュアル P. 52）</p>

2. 地域包括支援センターの機能評価指標に関する検討会の設置・運営

地域包括支援センターの機能評価に係る取組の現状を把握し、その効果的な評価方法を検討することを目的に地域包括支援センターの機能評価指標に関する検討会の設置・運営を実施した。

(1) 検討事項

検討会での検討事項は以下の通りである。

- ・ 適切な評価を実現するための指標（小規模市町村の事務体制にも配慮）
- ・ 評価の実施方法（効果的なプロセス）
- ・ 評価結果の活用方法（効果的なP D C Aの実現）

(2) 検討体制

検討会は、福祉・介護等の有識者、保険者、地域包括支援センター関係者 15 名で構成した。

氏名 (敬称略)	所属	備考
○高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院 教授	
筒井 孝子	兵庫県立大学大学院経営研究科 教授	
中澤 伸	社会福祉法人川崎聖風福祉会 ノーマ・ヴィラージュ聖風苑 事業推進部長	
筒井 有美	札幌市手稲区保健福祉部保健福祉課保健支援係	札幌市
藤田 修一	医療法人秀友会 札幌市手稲区第1地域包括支援センター (主任介護支援専門員)	札幌市
茅野 泰介	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課相談支援係 武蔵野市地域包括支援センター	武蔵野市
小林 治	八王子市福祉部高齢者福祉課地域包括担当	八王子市
野津山 貴	医療法人社団玉栄会 八王子地域包括支援センター元八王子 (社会福祉士)	八王子市
安藤 圭吾	横須賀市福祉部高齢福祉課総合相談係	横須賀市
大澤 愛子	社会福祉法人横須賀基督教社会館 田浦・逸見地域包括支援センター (主任介護支援専門員)	横須賀市
中野 さつき	鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課介護保険担当	鎌倉市
宮谷 清美	医療法人沖縄徳洲会 地域包括支援センター湘南鎌倉 (主任介護支援専門員)	鎌倉市
仲間 いずみ	大阪市福祉局高齢者施策部高齢者福祉課	大阪市
竹中 千佳子	大阪市西成区社会福祉協議会 西成区地域包括支援センター (看護師)	大阪市
田中 美奈子	北九州市小倉北区役所保健福祉課地域包括支援センター担当	北九州市
	オブザーバー 厚生労働省老健局振興課 事務局 株式会社三菱総合研究所	

○：委員長

(3) 検討会の実施スケジュール

全3回開催した。各回の主な議題は以下のとおりとした。

開催回	開催時期	主な議題
第1回	平成26年12月	<ul style="list-style-type: none">・ 事業内容の確認・ 検討事項の確認・ 既存研究及び保険者事例等の確認・ 検討方法の確認
第2回	平成27年 2月	<ul style="list-style-type: none">・ 評価点検の実施方法・ 評価点検結果の活用方法・ 評価指標点検項目（案）
第3回	平成27年 3月	<ul style="list-style-type: none">・ 取組状況に関するアンケート調査結果・ 修正評価指標点検項目（案）・ 今後の予定について

【参考】

※改正介護保険法～抄～

第115条の46第4項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

※第115条の46第9項

市町村は、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 主な意見等

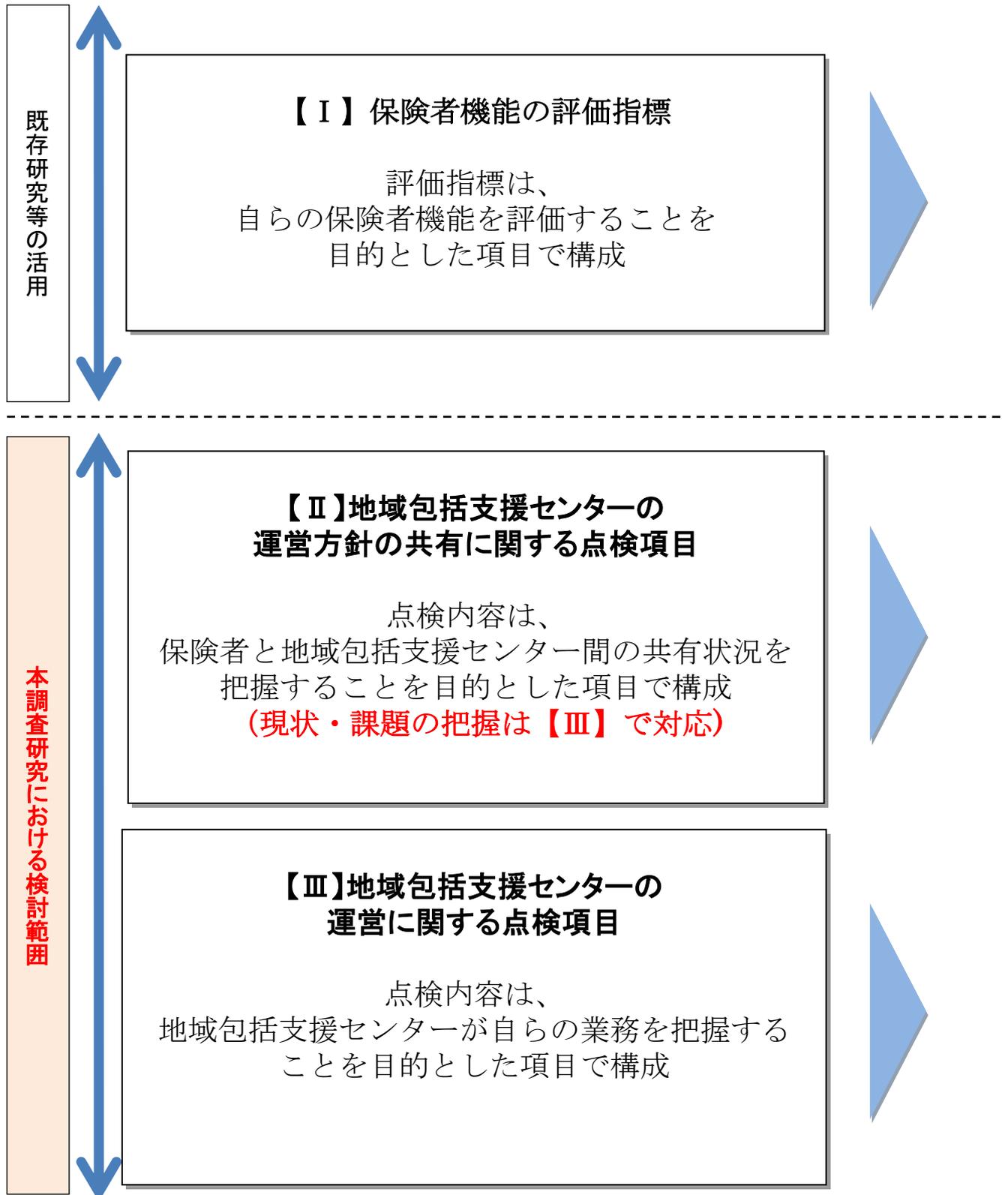
各回の検討会における主な意見等は以下のとおりである。

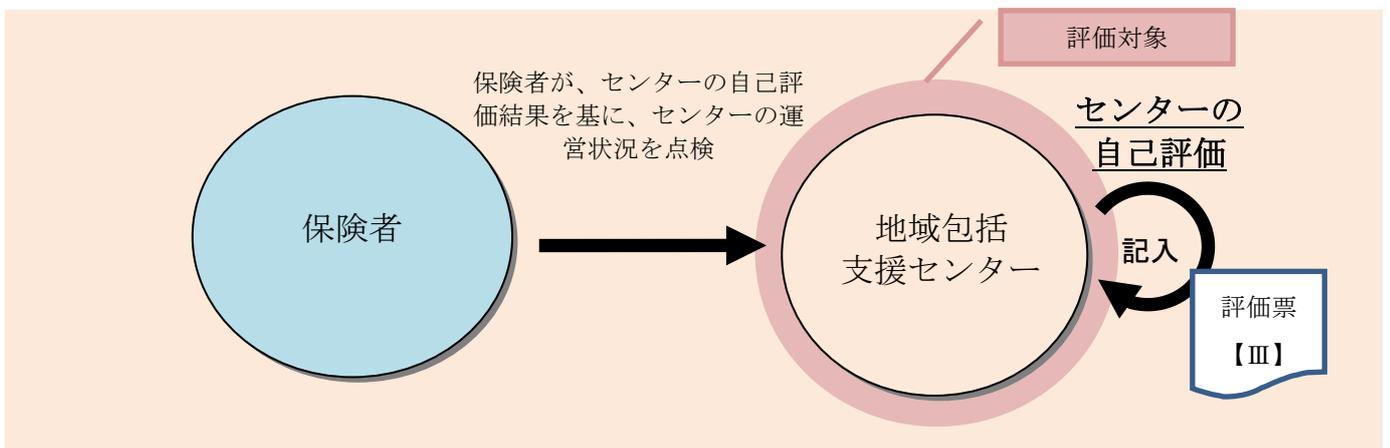
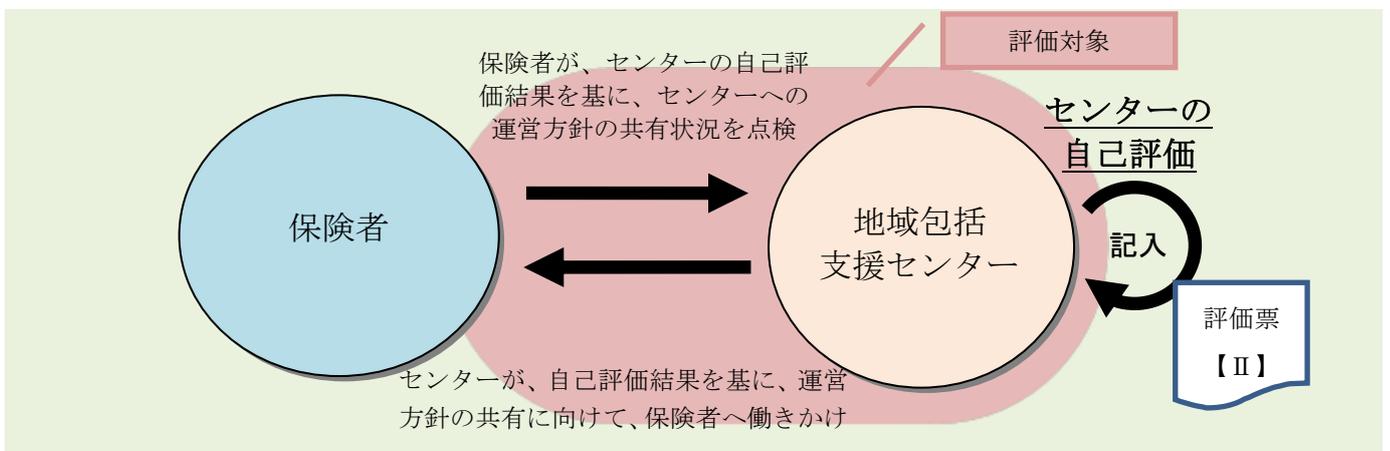
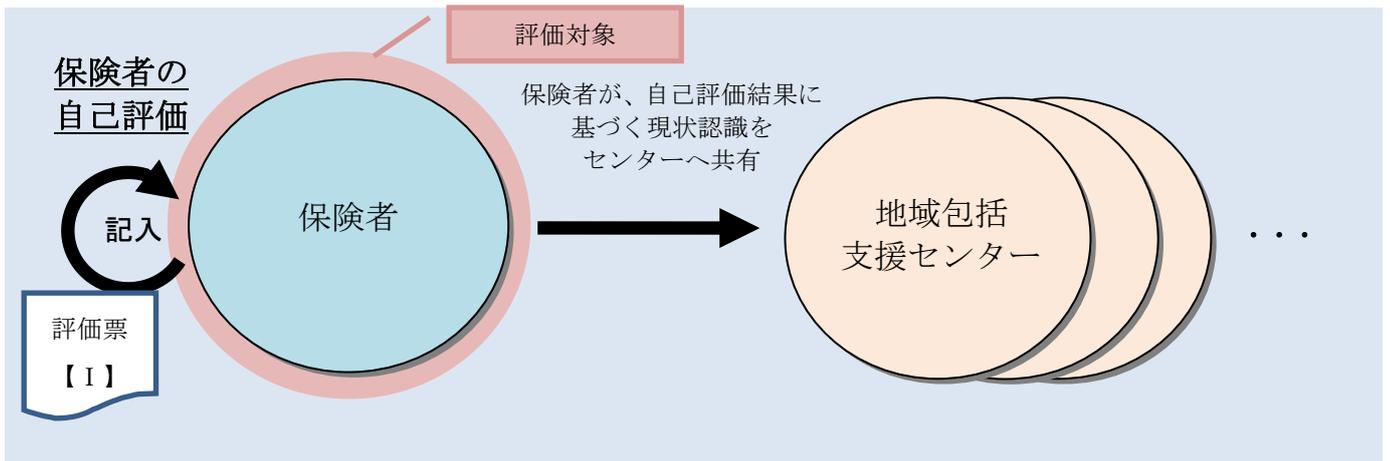
開催回	主な意見等
第1回	<ul style="list-style-type: none">・ 先行研究成果から得られた知見を活用すること・ 地域包括支援センターを保険者が評価するには、保険者自らも評価が必要である。保険者機能（「規範的統合」・「保険者の役割」（責任））を考慮することが必要。・ 評価結果と現場の実感が一致するような指標を整理することが必要・ 網羅的な指標体系を目指すよりも重点項目（地域包括ケアの構築に向けて注力すべき項目）に絞って議論・ 取りまとめに向けて、検討会委員への個別ヒアリングを必要に応じて実施 等
第2回	<ul style="list-style-type: none">・ 運営方針の共有に関する点検項目は特に重要・ 運営方針の共有の状況は、業務別にプロセスを設け、進捗を確認する等の方法で把握することが考えられる・ 運営に関する点検項目は個別具体的であるが外形的である・ 検討会委員から現在の取組状況を収集し、評価指標・点検項目を検討してはどうか 等
第3回	<ul style="list-style-type: none">・ 委員に対する、保険者及び地域包括支援センターの取組状況等に関するアンケート結果により、一定程度の取組収集ができた・ 収集された情報は保険者、地域包括支援センターの事情にもよるが、地位によっては保険者が実施する場合もある。また、業務（例：権利擁護）によっては保険者でなければ出来ない部分も発生する・ 運営方針の共有の評価を行うには、収集された情報は項目を工程として構成し、当該工程の達成率をみるのが有効である。現在は、個別に列挙されている状況であるが、対象のテーマ（業務）を定めて今後作業を行う必要がある・ 具体的な項目の検討にあたって、本調査研究事業では多くの取組事例を収集することができたことは、一定の成果である 等

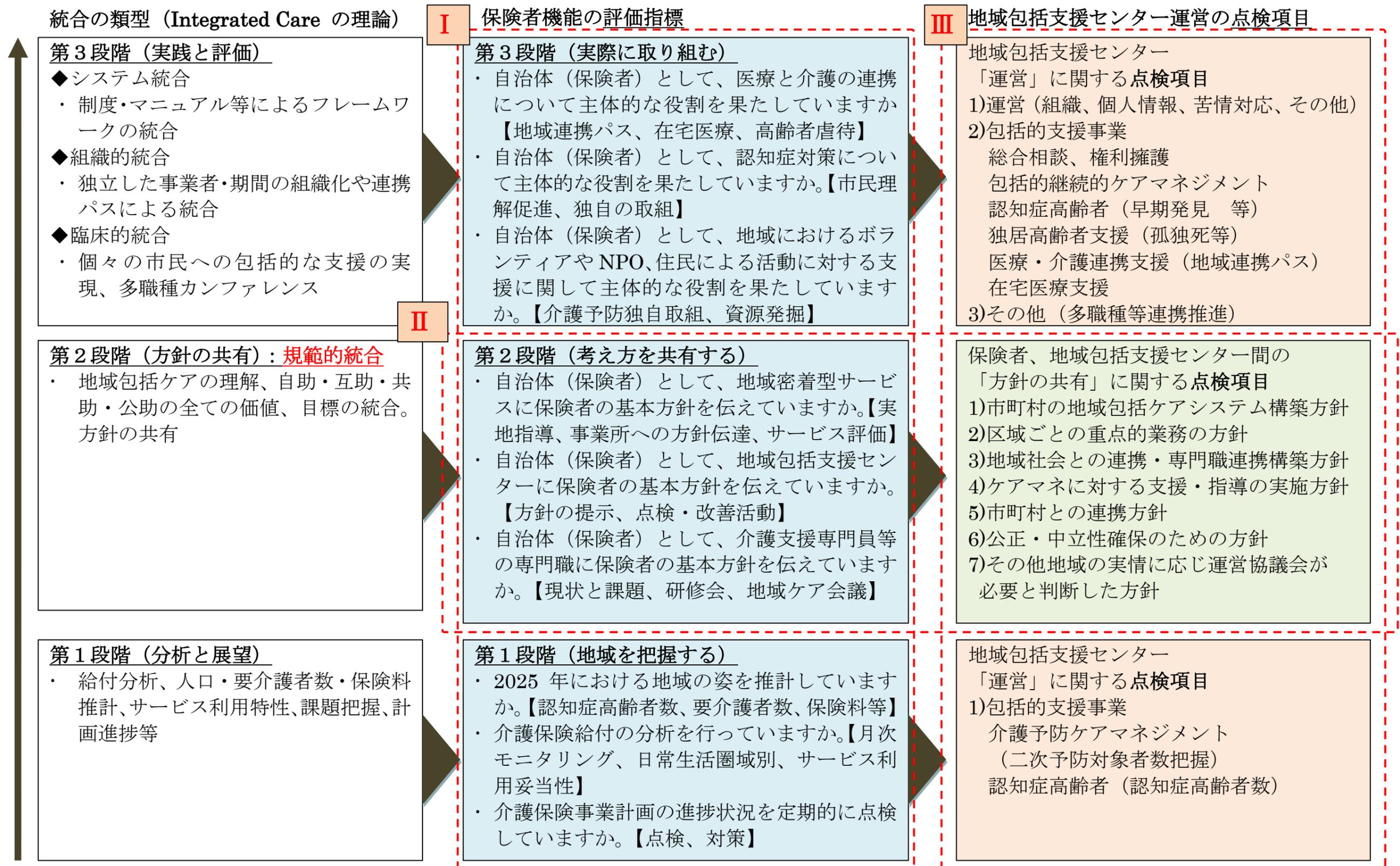
3. 評価指標等の枠組みの検討(評価指標・点検項目の考え方)

本調査研究事業の目的である地域包括支援センターの機能評価における評価指標・点検項目を検討するにあたり、機能評価を行う場面、既存研究の成果との比較、運営プロセスにおける利用場面について検討することを通じ、評価指標・点検項目案の目的を整理した。当該整理は、「1. 検討準備」において収集した既存研究の文献調査結果、及び保険者等取組事例を基に行った。

(1) 本事業の検討範囲

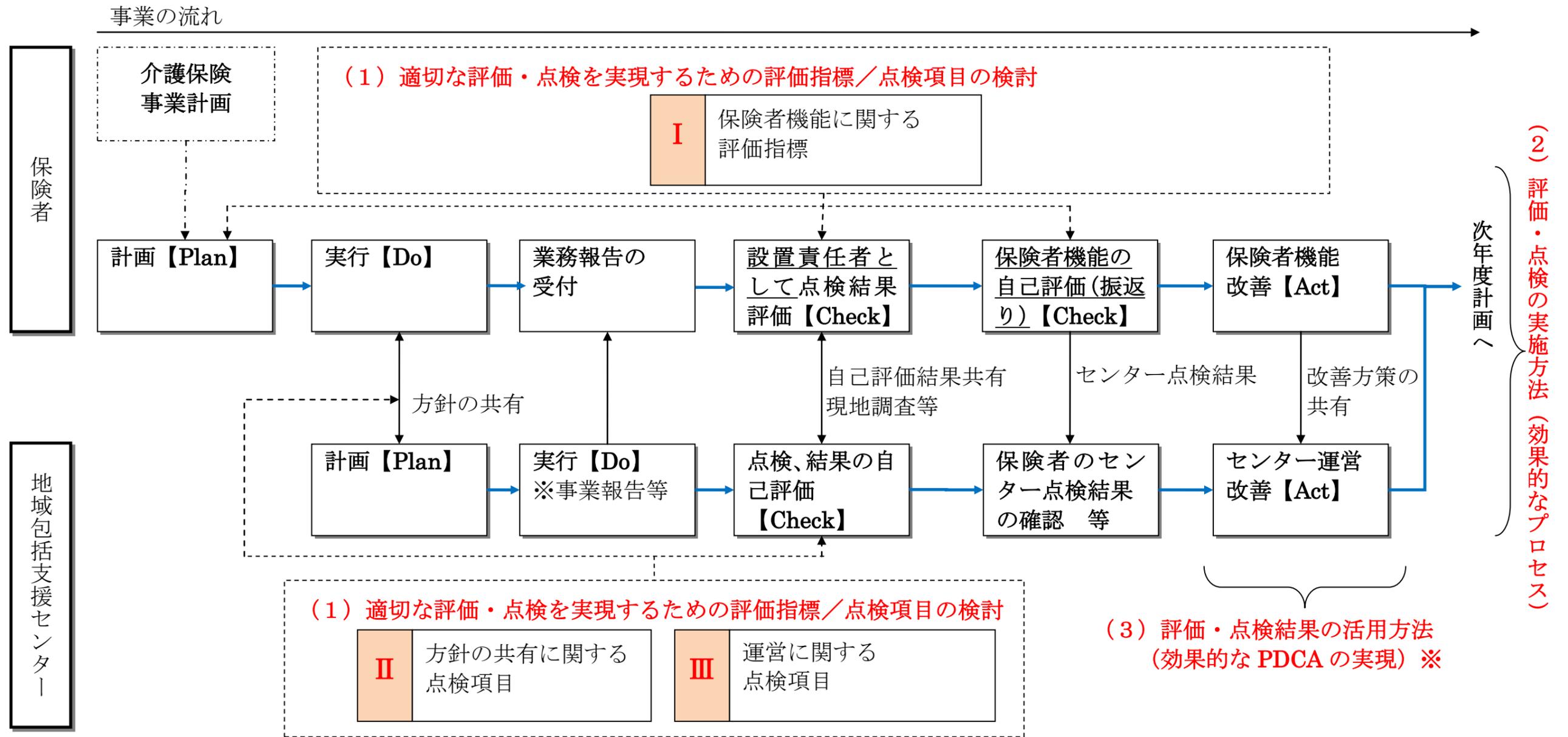






※評価指標は定量的な指標、点検項目は定量・定性項目の両方を含む。保険者とセンターの役割分担は地域により異なるため保険者/センターをセットで扱う。

(3) 運営プロセスにおける評価指標・点検項目の利用場面



(凡例) →: 運営プロセス —→: 共有・連絡

※「評価・点検実施のインセンティブ(例)」

保険者 : 保険者機能の見直し/センター事業運営方針の見直し

センター : センター事業計画への反映

センター業務のアピール/業務効率性の向上

住民 : 透明性の担保/サービスの質の向上

4. 保険者及び地域包括支援センターの取組事例の収集・整理

「3. 評価指標等の枠組みの検討（評価指標・点検項目の考え方）」の整理に基づき、以下の3つの評価指標・点検項目に沿って別途設置した検討会委員から実際の取組事例や意見を収集した。評価指標・点検項目の構成、体系はそれぞれ次のとおりである。

(1) 評価指標・点検項目の構成

取組事例の収集にあたっては、最終的に策定する評価指標・点検項目を次のとおり設定することを念頭に実施した。なお、以下の内容は、平成25年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステム構築のための保険者と地域包括支援センターの関係性に関する調査研究事業」における「保険者機能評価指標（暫定版）」を参考とした。

■ 評価指標・点検項目の構成

- ・ 評価指標・点検項目はⅠ（保険者機能の評価指標）、Ⅱ（運営方針の共有に関する点検項目）、及びⅢ（運営に関する点検項目）で構成する。
- ・ 各評価指標・点検項目は、「評価確認事項」、「自己評価」及び「自己評価の根拠」で構成する。

■ 評価確認事項

- ・ 本評価指標・点検項目で問われる具体的な数値や記述を回答する。
- ・ 「評価確認事項」は、最終的な自己評価を行う際の目安となる。

■ 自己評価

- ・ 評価指標・点検項目について、自保険者又は自地域包括支援センターにおける取組状況を自己評価する。
- ・ ①が最も否定的な評価、②以降は段階的にこれより肯定的な評価を表す（例：4段階の場合は④が最も肯定的な評価を表す）。
- ・ この場合、「評価確認事項」への記載状況を確認した上で、評価する。「評価確認事項」に完全に答えられないものの、同水準の取組が行われている場合は、自己評価に基づき、その点数を評価する。
- ・ また、取組について準備は進めているものの、実際には至っていない場合なども、自己評価に基づき、その点を評価する。①と②の間など、感覚的に選択することを可能とする。

■ 自己評価の根拠

- ・ 「自己評価の根拠」はなぜそのような「自己評価」を行ったのかについて、根拠を確認することを目的とする。1つ以上の根拠について、個別に選択する。

(2) 評価指標・点検項目の体系

評価指標・点検項目の体系は以下のとおりである。「Ⅰ 保険者機能の評価指標」は既存研究を参考とし、Ⅱ 運営方針の共有に関する点検項目及びⅢ 運営に関する点検項目を中心に取組情報を収集した。

Ⅰ 保険者機能の評価指標

Ⅱ 運営方針の共有に関する点検項目

Ⅲ 運営に関する点検項目

1) 保険者機能の評価指標【I】

保険者機能の評価指標については「介護保険の保険者機能強化に関する調査研究報告書」の情報

① 保険者機能の評価【I】項目一覧

【保険者機能の評価指標】: 保険者用		
I ※「保険者機能」とは、自治体の地域圏内における地域包括ケアシステムの構築にあたって必要とされる戦略策定、及びその達成のための工程管理(マネジメント)を行う機能		
項目の考え方	項目	サブ項目
[第一段階] 地域を把握する 【分析と展望：ビジョンの設定】		
<p>◆自治体（保険者）が責任を有する自らの地域の状況について、把握することは、保険者の基本業務であり、基本機能です。</p> <p>◆一般の民間企業にたとえると市場調査や、業況分析、経営計画の点検などが該当します。</p> <p>◆この段階を適切に実施していない保険者は、仮に以降の項目で熱心な取組を行なっているととしても、取組が的外れであったり、財政上の課題を抱えるといった問題が生じるでしょう。</p>	2025年における地域の1姿を推計していますか。	1-1 地域の課題の規模を把握するため、2025年までの認知症高齢者数や単身世帯数を日常生活圏域単位で推計していますか。
		1-2 人口動態の自然増減による推計に加え、地域支援事業や、重度化予防など、保険者としての取組の効果を勘案した要介護者数の推計を行っていますか。
		1-3 2025年に向けた保険料の推計を行っていますか。
	2 介護保険給付の分析を行なっていますか。	2-1 介護保険給付の状況の月次モニタリングを実施していますか。
		2-2 給付状況について、他市町村との比較等を通じて、日常生活圏域単位のサービス利用特性を把握していますか。
		2-3 2-3 給付状況の分析を通じて、サービス利用の特性を把握し、サービス利用の妥当性を評価していますか。
	介護保険事業計画の進捗状況を定期的に点検していますか。	3-1 介護保険事業計画の進捗状況を定期的に点検し、報告していますか。
		3-2 目標に対して未達成であった場合に、具体的な対策を講じていますか。
	[第二段階] 考え方を共有する 【方針の共有：規範的統合】	
<p>◆地域の課題や状況を把握することで、取り組むべき施策は明確になってきますが、地域の関係者がそうした考え方を共有していなければ、取組は実効性をもって展開しません。</p> <p>◆自治体（保険者）の職員数は限られており、地域全体を動かすためには、保険者の考え方を地域内で共有していること（規範的統合）が大切です。</p> <p>◆基本方針の伝達方法は、保険者によって様々な方法が選択できます。地域の規模や状況に応じて効果的な方法を選択します。</p>	自治体（保険者）として、地域密着型サービス事業者に保険者の基本方針を伝えていますか。	4-1 地域内のすべての地域密着型（介護予防）サービス事業所に対して実地指導を行っていますか。
		4-2 地域内の地域密着型（介護予防）サービス事業所に対して保険者の方針を伝える機会を設けていますか。
		4-3 地域内の地域密着型（介護予防）サービス事業所が実施するサービスに対する評価を行っていますか。
	自治体（保険者）として、地域包括支援センターに保険者の基本方針を事業者に伝えていますか。	5-1 地域包括支援センターの運営方針を定め、地域包括支援センターに示していますか。
		5-2 地域包括支援センターの業務内容を点検し、その結果をもとに、改善に向けた活動をしていますか。
	自治体（保険者）として、介護支援専門員等の専門職に保険者の基本方針を伝えていますか。	6-1 管轄内の事業所に所属する介護支援専門員に対する評価を実施し、現状と課題（ケアプランの状況、介護支援専門員が抱えている課題）を把握していますか。
		6-2 医療と介護の連携、多職種連携など、地域包括ケアシステムの構築に資する研修会を主催または企画し、その内容について評価していますか。
		6-3 介護支援専門員から相談のあった「支援困難ケース」について、関連機関を集めたカンファレンスまたは地域ケア会議を開催していますか。

典拠：平成 25 年度老人保健健康増進等事業 「介護保険の保険者機能強化に関する調査研究報告書」

平成 26 (2014) 年 3 月 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングを基に一部追記

評価確認事項	
評価確認事項	自己評価の根拠
2025年時点市町村内で最も人口規模の大きい日常生活圏域における認知症高齢者数	認知症高齢者数の推計（2025年度までの推計／日常生活圏域単位での推計） 日常生活圏域の数
施策の展開を前提とした2015年の要介護認定者数	人口動態の自然増による推計 保険者としての取組の効果の勘案
第5期介護保険事業計画期間の保険料 第7期（2018-2020）の①自然状態、②改革シナリオでの概算保険料	給付見込の推計／中長期の推計 自然状態での概算の推計 改革シナリオに基づく推計
モニタリングの主な視点 モニタリングの報告先・共有範囲	モニタリングの実施／報告の実施（頻度） モニタリング結果の文書化
他市町村との比較を行うために用いているシステム名 上記のシステムを用いて分析を行う頻度 比較検討した結果の報告を行っている場所（会議等）	利用特性の把握／分析の実施（頻度）／結果の報告（頻度） 報告先・共有範囲／日常生活圏域単位の把握
妥当性を検証する際の視点 課題が発見された場合のケアマネジメント等の改善方法	方針の有無 専門職での共有
点検の頻度 介護保険運営協議会等への報告頻度 点検の視点	点検の実施（頻度） 報告の実施（頻度）
対策の具体的な内容	未達成の場合の対策の実施 事業者や団体等への直接的な働きかけ
地域内の地域密着型（介護予防）サービス事業所数 平成24年度の実地指導回数（全事業所の累計）	実地指導の全事業所実施
方針を伝える方法・機会（会議、研修、集団指導等）	事業者には保険者の方針を伝える機会の有無（年間）
評価の方法 評価の指標・視点 平成24年度の評価回数（全事業所の累計）	サービスに対する評価の実施 評価の指標の有無／評価結果の公開
運営方針が示されている文書の名称 地域包括支援センターに運営方針を示す方法・時期	運営方針の有無／運営方針の提示 運営方針の文書での提示
業務内容の点検を実施する時期・頻度 点検結果を記載した文書の名称 改善に向けた活動状況、及び改善された内容を記載した文書の名称	業務内容の点検／点検結果を記載した文書の作成 改善に向けた活動／改善内容等を記載した文書の作成
介護支援専門員に対する評価指標 介護支援専門員の現状と課題	介護支援専門員に対する評価 評価に基づいた研修の企画
研修会の到達目標 平成24年度研修会の開催回数 研修会の具体的なテーマ 介護支援専門員の参加率	研修会の主催／研修会企画内容に関する積極的な関与 参加社による研修の評価／研修内容、評価内容等のフィードバック 評価に基づいた研修内容の見直し
カンファレンス又は地域ケア会議の回数（平成25年4月～26年1月まで） カンファレンスや地域ケア会議で取り上げた事例の件数	カンファレンス、地域ケア会議の開催 会議への保険者（本庁職員）の参加

【保険者機能の評価指標】: 保険者用

I

※「保険者機能」とは、自治体の地域圏内における地域包括ケアシステムの構築にあたって必要とされる戦略策定、及びその達成のための工程管理(マネジメント)を行う機能

項目の考え方	項目	サブ項目	
[第三段階] 実際に取り組む 【実践と評価：システム統合 組織的統合 臨床的統合】			
<p>◆第二段階までを的確に実施することで、地域での取組がより有効になります。</p> <p>◆ここでは、医療と介護の連携や認知症対策、生活支援の取組など、これからの自治体(保険者)が取り組むべき主要な課題が例示されています。</p> <p>◆これらの取組について地域状況や人的資源に基づき最適な施策を検討します。他地域の事例を参照する場合も、その背景となる地域状況や経緯、人的支援の状況の違いを理解した上で参考にすることが大切です。</p>	7 自治体(保険者)として、医療と介護の連携について主体的な役割を果たしていますか。	7-1 医療と介護の連携を推進するために、地域連携(クリティカル)パスを作成し、地域内で活用していますか。	
		7-2 在宅医療を推進するため、医療機関と協働した独自の施策、事業を実施している、またはその構築に向けた具体的な時期を明記した計画があり、取組が進められていますか(在宅医療相談窓口など)。	
		7-3 高齢者虐待対応・権利擁護対応・「やむを得ない事由による措置」・成年後見制度関連について、取組を行っていますか。	
	8 自治体(保険者)として、認知症対策について主体的な役割を果たしていますか。	8-1 認知症初期集中支援チームを形成し、取組をおこなっていますか。	
		8-2 認知症施策介護保険サービス外で、認知症に係る具体的な取組をおこなっていますか。	
	9 自治体(保険者)として、介護予防や生活支援に関する施策についてマネジメントを行っていますか。	9-1 介護予防に関して、高齢者個人が主体的かつ自律的に健康管理に取り組むように動機づけるための具体的な支援を行い、その効果について評価していますか。	
		9-2 生活支援に関して、介護保険サービス以外の地域資源を把握し、そのネットワーク化や保険者としてのマネジメントを行っていますか。	
	[総合] 保険者機能の評価 【実践と評価：システム統合 組織的統合 臨床的統合】		
	<p>◆各項目でより高い評価ができた保険者は、基本方針や客観的で検証可能な目標が設定されており、その達成のための保険者としてのマネジメントが行われている蓋然性が高いといえます。</p> <p>◆逆に、各項目の評価があまり高くない場合は、保険者としての基本方針が具体的なものでないか、方針に沿った検証可能な目標が設定されておらず、その達成のために必要な取組が十分に行われていない蓋然性が高いといえます。</p>	10 保険者機能を総合的に評価してください。	10-1 ここまでの回答はどのようなになっていますか。

評価確認事項	
評価確認事項	自己評価の根拠
パスを作成している疾患名 パス内での介護サービス事業者の役割の有無 介護サービス事業者への周知方法（会議、文書等）	パスの開発・作成／地域でのパスの活用 介護サービス事業者への周知
取組・事業の名称 事業の概要	在宅医療を推進する取組の運営 在宅医療を推進する取組の計画・検討
取組・事業の名称 事業の概要	高齢者虐待対応・権利擁護対応・「やむを得ない事由による措置」・成年後見制度関連についての取組の運営 高齢者虐待対応・権利擁護対応・「やむを得ない事由による措置」・成年後見制度関連についての取組の計画・検討
初期集中支援チームの設置数（チーム） 初期集中支援チームの取り扱い件数（件／年）	認知症初期集中支援チームの設置 初期集中支援チームによるカンファレンス（チーム員会議） 初期集中支援チームによる訪問と受診勧奨
取組・事業の名称 事業の概要	前提となる普及啓発活動の実施 認知症者や家族に対する直接的な支援 住民の参加を伴う取組
取組・事業の名称 事業の概要	健康維持や予防に対する側面的支援 健康維持や予防に関する取組への評価の実施 評価結果の公表
取組の概要	地域の生活支援資源の把握 資源が不十分な場合の働きかけ 生活支援サービスに対する監視・評価
(総合的な評価を記載してください)	
(総合的な評価を記載してください)	

2) 運営方針の共有に関する点検項目【Ⅱ】について

① 点検内容の構成

◆運営方針

①市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

②区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

③介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

④介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

⑤市町村との連携方針

⑥公正・中立性確保のための方針

⑦その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

典拠：「地域包括支援センターの設置運営について（通知）」
3. 市町村の責務(3)センターで行う事業の実施方針 厚生労働省

(※) 現状や課題の把握に関する確認事項については、Ⅲ運営に関する点検項目に記載し、ここでは、認識の共有に絞って記載します

◆点検内容

■市町村との共有事項

- ①地域包括支援センターの役割、機能
- ①-1 介護支援専門員への支援・指導
- ①-2 権利擁護業務
- ①-3 包括的支援事業を実施するにあたって必要な個人情報の範囲と管理方法
- ①-4 ネットワーク構築

- ②圏域内の課題の発見と把握
- ②-1 中期的方向と見通し
- ②-2 長期的方向と見通し

- ③（課題を克服するにあたっての）重点的な業務
- ③-1 目的 ③-2 戦略 ③-3 取組方法

- ④運営協議会開催の条件
- ⑤公正・中立性確保に関する取組

■住民ニーズに即した業務等の企画立案

- ①ニーズの把握方法
- ②ニーズからの企画方法
- ③業務実施の工程
- ④ニーズを満たしたかどうかの検証の方法

【Ⅲ】運営に関する点検項目

◆評価確認事項 ／自己評価の根拠

「①-1 介護支援専門員への支援・指導」の具体的な点検項目例

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）の連絡協議会組織等と定期的な会合を持っていますか。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした研修会を定期的に企画開催していますか。
- ・センターでケアプランチェックやケアプラン評価を実施していますか。等

「①-4 ネットワーク構築」の具体的な点検項目例

- ・1. 地域の要援護者の台帳の整備
- ・2. 地域の社会資源の情報リストの作成（包括C作成のもの）
- ・3. 支援内容別の連携先の連絡ルートの確認。
- ・4. 緊急保護等が可能な受け入れ施設の現状把握。等

「③（課題を克服するにあたっての）重点的な業務」の具体的な目的（例）

- ・1. 地域の中核的医療機関や地区医師会と利用者情報の共有化のツール（地域連携パス・情報提供シートなど）が開発され活用されているか
- ・2. 認知症の的確な診断や治療が可能な認知症専門医療機関と日常的な連携ができているか 等

② 項目一覧

※「自己評価の根拠」についてはセンターによっては保険者で実施される場合もある

II 【方針の共有に関する点検項目例】 : 地域包括支援センター用		
No	点検内容	評価確認事項
① 地域包括支援センターの役割、機能	①-1 介護支援専門員への支援・指導	<p>連絡協議会組織等との会合の実施回数（例：前年度1年間）</p> <p>研修会の実施回数（例：前年度1年間）</p> <p>介護支援専門員の活動指針（自由記入） （市町村で作成している場合も含む）</p> <p>支援困難ケースに関する地域ケア会議の実施回数（例：前年度1年間）</p>
	①-2 権利擁護業務	<p>高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度に関する相談回数（例：前年度1年間）</p> <p>権利擁護業務に関する周知活動回数（例：前年度1年間）</p>
	①-3 個人情報の範囲と管理方法	

自己評価の根拠（※）	
介護支援専門員（ケアマネジャー）の連絡協議会組織等と定期的な会合を持っている／いない	
担当圏域における主任介護支援専門員を把握している／いない	
主任介護支援専門員の連絡会議において、各地域別のケアマネサロンのテーマを検討している／いない	
介護支援専門員からの相談に対し、必要に応じて同行訪問を行っている／いない	
介護支援専門員に問題があった場合、地域包括支援センターまたは保険者で指導し、内容により文書で市町村に報告している／いない	
介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした研修会を定期的に企画開催している／いない	
地域包括支援センターとその地域の居宅主任介護支援専門員にて、ケアマネサロン実施に向けて事前打ち合わせを行っている／いない	
各地域にてケアマネサロンを開催している／いない	
主任介護支援専門員を対象とした研修会を定期的に企画開催している／いない	
地域包括支援センターでケアプランチェックやケアプラン評価を実施している／いない （個別の介護支援専門員への支援・指導の中で実施）	
「ケアマネジャーガイドライン」のような介護支援専門員（ケアマネジャー）の活動指針やマニュアルのようなものを編集発行し、見直しを適宜行っている／いない	
介護支援専門員（ケアマネジャー）から相談のあった「支援困難ケース」について、関係機関を集めた地域ケア会議を定期的に開催している／いない	
各地区に所属する介護支援専門員を対象に「地区別ケース検討会」を開催し、ケアプラン作成スキルアップのための研修会等を実施している／いない	
医師会、歯科医師会等によるテーマ別の介護支援専門員向け研修会を実施している／いない	
地域包括支援センターごとに介護支援専門員の事例検討会を行っている／いない	
地域内の居宅介護支援事業者の事業所名、主任介護支援専門員の人数、介護支援専門員の異動、予防業務の実施の有無等リスト化している／いない	
地域の介護支援専門員のニーズを把握し支援、指導している／いない	
個別ケースを通じて、必要に応じて介護支援専門員と同行訪問を行っている／いない	
独自の高齢者虐待の対応マニュアルや方針を作成している／いない	
高齢者虐待に関する介護支援専門員や介護サービス事業者を対象とした研修会を企画開催している／いない	
高齢者虐待の通報があったケースについて、市と連携して事実確認、カンファレンスを実施している／いない	
高齢者虐待対応の一時保護施設を利用している／いない	
24時間365日相談を受ける体制にある／ない	
事例によっては、定例または随時に弁護士と協議している／いない	
他機関との連携（支援の方向性を共有）による継続的な支援を実施している／いない	
関係法令や自治体の個人情報保護条例の解釈・運用に従い、個人情報を管理している／いない	
個人情報は本人・家族の同意を得て取得又は第三者への開示を行っている／いない	
支援者間の情報共有においては、誓約書による担保措置を講じている／いない	
個人情報（ファイル等）は施錠できるキャビネット等に保管し、鍵は管理者が管理している／いない	
個人情報持ち出し持ち帰り時の管理、チェックを行っている／いない	

Ⅱ 【方針の共有に関する点検項目案】 : 地域包括支援センター用

No	点検内容	評価確認事項
① 地域包括支援センターの役割、機能 (つづき)	①-4 ネットワーク構築	地域の社会資源 (自由記入) ネットワーク会議における地域包括支援センターの役割 (自由記入) 地域団体や機関の活動状況の把握方法 (自由記入) ネットワーク会議における課題 (自由記入) 住民のニーズ及び支援に対する意識調査の方法 (自由記入)
	② 圏域内の課題の発見と把握	②-1 中期的方向と見直し
②-2 長期的方向と見直し		

自己評価の根拠（※）
■以下の項目について、 実施の有無【支援内容によらず全て行っている／支援内容によって行っていない／全く行っていない】 を点検する。
地域の要援護者（※）の台帳を整備し、随時見直 （※）ここでの要援護者とは、独居高齢者や高齢者のみ世帯等、特に支援を必要とする高齢者を表す
地域包括支援センターにおいて地域の社会資源の情報リストの作成
社会資源の情報リストの関係者（地域、ケアマネージャー等）との共有
支援内容別の連携先の連絡ルートの確認
緊急保護等が可能な受け入れ施設の現状把握
関係機関によって構成される支援ネットワークへの参加 （支援ネットワークが無い場合：「支援ネットワークの構築」）
ネットワーク会議（多職種連携会議等）の開催
ネットワーク会議におけるセンター、関係機関、自治体における役割整理
地域団体や機関の活動状況の現状把握
行政（関係部署）、消防、警察等との連携
支援を受ける住民に対する他職種連携等による取組に関する改善施策の検討
支援内容別住民のニーズ及び支援に対する意識調査
ニーズや意識調査を踏まえた改善施策の検討
支援内容別活動におけるアウトカム評価
ネットワーク構築後に、構築の経緯等を関係機関と共有し、今後のさらなる関係構築に役立てている／いない
アウトカム評価を踏まえた活動の改善施策の検討
（※）ネットワーク会議とは、地域ケア会議、介護支援専門員の事例検討会議、サービス担当者会議、その他市町村と地域包括支援センターが独自に設定した連携会議を表す （※）ネットワーク構築における関係機関等には、地域住民、民生委員、住民協議会、ボランティア、介護事業所、医療機関が挙げられる
運営方針にて、中長期的方向性を作成している／いない
民生委員協議会に定例的に出席し、情報交換している／いない
医療関係団体と認知症等について定期的に協議している／いない
個別相談内容を定期的に分析している／いない
個別相談内容の個性や他の相談における共通事項等の分類・検証を行っている／いない
介護支援専門員などからの困難ケース相談を通じ、地域の課題を把握している／いない
総合相談支援を通じ、地域の課題を把握している／いない
認知症高齢者数、要介護認定者数を日常生活圏域単位で把握している／いない
地域の実情や課題を踏まえた事業計画を策定し、運営協議会に報告している／いない
抽出された課題が、個別ケースの課題か地域としての課題かをアンケートや聞き取りにより検証している／いない
センター（市町村）の支援範囲や内容が、地域ニーズに適したものかを検証している／いない
認知症高齢者数を日常生活圏域単位で把握している／いない
要介護認定者数を日常生活圏域単位で把握している／いない
日常生活圏域単位の地域ケア会議を開催し、地域課題を把握している／いない
自治体単位の地域ケア会議に参加し、自治体全体の地域課題を把握している／いない
介護保険事業計画策定のための自治体会議に出席している／いない
介護保険事業計画の進行管理のための自治体会議に出席している／いない

Ⅱ 【方針の共有に関する点検項目案】 : 地域包括支援センター用

No	点検内容	評価確認事項
③ (課題を克服するにあたっての) 重点的な業務	③-1 目的	支援困難事例に対するネットワークづくりの内容 (自由記入)
	③-2 戦略	
	③-3 取組方法	
④ 運営協議会の開催条件	④-1 運営協議会開催の条件	運営協議会の開催回数 (例: 前年度1年間)
⑤ 公正・中立性確保に関する取組	⑤-1 公正・中立性確保に関する取組	

自己評価の根拠（※）
中核的医療機関や医師会との利用者情報の共有をしている/いない
民生委員との情報交換会を開催する等、高齢者の実態把握を行っている/いない
支所センター単位で、それぞれの地区に所属しているケアマネジャーを対象として「地区別ケース検討会」を開催し、ケアマネジャーと連携しながら、指導・助言をしている/いない
センター長会議や連絡会議、センター内のミーティングを開催し、業務情報の共有化を図っている/いない
地域の中核的医療機関や地区医師会と利用者情報の共有化のツール（地域連携パス・情報提供シートなど）が開発され活用されている/いない ※市町村にて開発されている場合も含む
認知症の的確な診断や治療が可能な認知症専門医療機関と日常的な連携ができていない/いない
認知症やもの忘れについて相談・対応できる地域の診療所、クリニックなどを把握している/いない
ミーティング実施などによりセンター内の業務情報の共有化が図られている/いない
地域のインフォーマルなサービスも含め介護保険・保険外のサービスの把握と情報提供がされている/いない
地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について、適宜、地域包括支援センターの各専門職が地域の関係者、関係機関との連携のうえで、具体的な支援方針を検討し、適切な指導・助言をしている/いない
地区医師会等との連携調整会議や連携システムを構築している/いない
認知症初期集中支援チームとの連携を行っている/いない
センター長会議や連絡会議、センター内ミーティングにより、業務情報の共有化を図っている/いない
民生委員との情報交換会において、高齢者の実態把握を行っている/いない
地区医師会等との連携調整会議や連携システムを構築している/いない
医療機関等との利用者情報共有ツールとして「地域連携パス」や「相談シート」等を活用している/いない
日常生活圏域単位に地域ケア会議を開催して地域課題を把握し、市町村等と連携して地域づくりや資源開発のための検討を行っている/いない
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議を行う連絡会に出席している/いない
上記連絡会において在宅医師会等関係者と施策を提案し、定期的に見直しを行っている/いない
認知症が疑われる人や認知症の人が自立生活を送れるように、認知症初期集中支援チームとの連携ができていない/いない
地域の認知症専門医療機関と連携を図っている/いない
地域の診療所、クリニックを把握している/いない
在宅医療を推進するため、医師会等と協働してケアマネジャー向けの在宅医療・介護連携に係る研修を実施している/いない
介護予防に関して、高齢者が主体的かつ自律的に実施している介護予防教室における効果の測定を行っている/いない
生活支援に関して、生活支援コーディネーターを配置し、介護保険サービス以外の地域資源を把握している/いない
センターの事業方針や運営体制を変更する場合には必要に応じ運営協議会内で協議している/いない
協議会での報告・協議内容については事前あるいは事後に、地域包括支援センター情報交換会において共有・検討している/いない
運営協議会の開催を定例化（〇ヶ月に1回）している/いない
運営協議会の内容について地域包括支援センター内で共有している/いない
ケアプランにおいて市町村で作成している「介護サービス事業者リスト」を利用者に提示し、リストの中から複数の事業者を紹介している/いない
居宅介護支援事業所から受託できる件数を毎月確認し、利用者の居住エリアとのバランスを見ながら委託先を選定している/いない
住民への各種サービスの紹介において、複数の選択肢を提示している/いない
自己点検において、利用事業所の件数や割合を確認
居宅事業者へ依頼する場合の選択は、理由を記載
ケアプランにおいて正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏らないようにしている/いない
ケアプラン作成過程において特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引しないようにしている/いない
要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正に行っている/いない
介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）の委託先が、正当な理由なく特定の居宅介護支援事業所に偏らないようにしている/いない

3) 運営に関する点検項目【Ⅲ】について

① 点検内容の構成

運営に関する点検項目は、地域包括支援センターにおける業務内容に沿って構成した。点検内容の構成は以下のとおりである。

点検項目の区分	
1. 共通事業	
	① 組織／運営体制
	② 個人情報の保護
	③ 利用者満足度の向上
	苦情対応
	公正・中立性
	プライバシーの保護
2. 個別事業	
	① 総合相談支援
	② 権利擁護
	③ 包括的・継続的ケアマネジメント
	④ 介護予防ケアマネジメント
	⑤ 認知症高齢者支援
	⑥ 独居高齢者支援
	⑦ 医療・介護連携
	⑧ 在宅医療支援
	⑨ 生活支援体制整備
	⑩ 各種連携 事業者研修

② 項目一覧

※「自己評価の根拠」についてはセンターによっては保険者で実施される場合もある

Ⅲ 【運営に関する点検項目例】：地域包括支援センター用			
No	対象業務等	点検内容	評価確認事項
1. 共通事業			
①	組織／運営体制	1-1 担当する日常生活圏域における高齢者人口及び世帯の把握を行っていますか。	担当する日常生活圏域の65歳以上の高齢者人口 (例：前年度期首時点) 担当する日常生活圏域の高齢者のみの世帯数(例：前年度期首時点) ※高齢者世帯のみとは65歳以上の者のみで構成される世帯
			担当する日常生活圏域の75歳以上の高齢者人口 (例：前年度期首時点) 担当する日常生活圏域の75歳以上の高齢者のみの世帯 (例：前年度期首時点)
		1-2 担当する日常生活圏域における利用者のニーズの把握を行っていますか。	■実施しているニーズ把握の方法(自由記入) ■ニーズを基に実行した取組の具体例(前年度)(自由記入) ■上記取組のきっかけとなったニーズ(自由記入)
		1-3 多様なニーズに対応すべく地域包括支援センターの体制の構築を行っていますか。	■職種別(常勤/非常勤)人数(例：前年度期首時点) ■職員に対する職場内研修の開催回数
		1-4 地域包括支援センターでは専門職間の連携を効果的に行っていますか。	■地域包括支援センターに勤務する専門職全ての連携活動評価 (例：前年度期首時点) (別表2「連携活動評価尺度」参照)
	1-5 地域包括支援センターとそのランチ・サブセンター間の連携の向上につとめていますか。※1	■地域包括支援センターセンターとランチ・サブセンター間で 実施する会議の開催回数(月〇回)	

自己評価の根拠 (※)		備考
■ 65歳以上の高齢者人口（住民基本台帳に基づいた4月末時点のもの）について		
担当圏域内の人口について、市町村から情報共有をうけている／いない		
日常生活圏域ごとの人口について、市町村から情報共有をうけている／いない		
65歳以上の高齢者人口について、来年以降5年程度に渡り推計している／いない		
■ 高齢者のみの世帯数（住民基本台帳に基づいた4月末時点のもの）について		
担当圏域内の世帯数について、市町村から情報共有をうけている／いない		
日常生活圏域ごとの世帯数について、市町村から情報共有をうけている／いない		
高齢者世帯数について、来年以降5年程度に渡り推計している／いない		
高齢者のみの世帯数について、単身世帯についても分類して把握・推計している／いない		
■ 75歳以上の高齢者人口（住民基本台帳に基づいた4月末時点のもの）について		
担当圏域内の人口について、市町村から情報共有をうけている／いない		
日常生活圏域ごとの人口について、市町村から情報共有をうけている／いない		
75歳以上の高齢者人口について、来年以降5年程度に渡り推計している／いない		
■ 75歳以上の高齢者のみの世帯（住民基本台帳に基づいた4月末時点のもの）について		
担当圏域内の世帯数について、市町村から情報共有をうけている／いない		
日常生活圏域ごとの世帯数について、市町村から情報共有をうけている／いない		
世帯数について、来年以降5年程度に渡り推計している／いない		
高齢者のみの世帯で、かつ後期高齢者を含む世帯について、単身世帯についても分類して把握・推計している／いない		
■ 担当する日常生活圏域における利用者のニーズの把握について		
把握方法を設けている／いない		
把握したニーズを基に、取組を企画している／いない		
計画した取組を実行している／いない		
取組による利用者の満足度向上を検証している／いない		
常勤で3職種（保健師／社会福祉士／主任介護支援専門員）を配置している／いない		
利用者のための夜間窓口（連絡先）を整備している／いない		
センター職員が、緊急時に連携できる医療機関等の各種施設の連絡先を携帯している／いない		
職員の資質の向上のために、職場内で研修を設けている／いない		
市町村のセンター担当者と定期的に連携を取っている／いない		
専門職個人について4月末時点で連携活動評価尺度による評価を行っている／いない		
ランチ・サブセンターの事業実施要項内に基づいた、連携体制を整備している／いない		※1 この設問はあなたのセンターでランチ・サブセンターを設けている場合にのみ回答してください。 ※2 前年度1年間についてお答えください
ランチ・サブセンターと地域の課題等に対する対応策を検討したことがある／ない ※2		

Ⅲ 【運営に関する点検項目案】：地域包括支援センター用			
No	対象業務等	点検内容	評価確認事項
②	個人情報の保護	2-1 個人情報の保護の徹底を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報保護に関するマニュアルの見直し頻度（年〇〇回）
③	利用者満足 の向上	苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センターで受け付けた苦情受付件数と、 そのうちセンター自体に対する苦情件数（例：前年度一年間） ■過去1年間に受けた苦情のうち、最も困難な苦情解決のために 主に連携した機関（別表1「連携機関一覧」参照） ■上記の最も困難な苦情解決にかかった時間（〇〇時間）
④		公正・中立性	<ul style="list-style-type: none"> ■指定介護予防支援業務の委託先選定時に公正・中立性を担保するために行っている具体的な方法（自由記入） ■指定介護予防支援業務の委託先（リスト）の公表・掲載場所（自由記入） ■指定介護予防支援業務以外の業務の公正・中立性を担保するために行っている取組（自由記入）
⑤		プライバシーの保護	5-1 利用者が安心して相談できるような受け入れ態勢の整備を行っていますか。

自己評価の根拠（※）	備考
<p>個人情報保護責任者を常勤で設けている／いない</p> <p>個人情報保護担当者を常勤で設けている／いない</p> <p>個人情報を第三者に提供する場合に本人・家族の同意を得ている／いない</p> <p>個人情報の持ち出し時には管理簿を記載し、確認を行っている／いない</p> <p>安全な保管場所（鍵・パスワード付）で情報を保管している／いない</p> <p>個人情報保護方針を明文化し、職員全員がその書類を携帯している／いない</p> <p>個人情報の取得・開示についてのチェック項目を設け、案件ごとに確認している／いない</p>	
<p>■地域包括支援センターに寄せられる苦情について</p>	
<p>対応窓口に関する情報（連絡先、受付時間等）を公開している／いない</p> <p>対応マニュアルを整備している／いない</p> <p>内容に応じた対応策と担当者を明文化している／いない</p> <p>苦情は内容・対応ごとに分類して記録している／いない</p> <p>苦情対応を当該地域のランチ・サブセンター等に提供し、情報共有を図っている／いない</p> <p>苦情について職員間及び市町村に報告している／いない</p> <p>苦情についての対応が完遂したとみなす基準を明確に設けている／いない</p> <p>苦情対応後、改善策を作成、実行している／いない</p>	
<p>全ての委託先と委託件数をリスト化している／いない</p> <p>全ての委託先と委託件数を公表している／いない</p> <p>委託先の選定の際、本人・家族にリストを提供し本人等が選択または協力の下選定している／いない</p> <p>委託先の選択理由を介護支援専門員への支援経過票に記載している／いない</p> <p>委託先の多い事業者については選定理由が明確化されている／いない</p>	
<p>全ての相談室は相談者が安心して相談できる作り（外から見えない、音が漏れない）になっている／いない</p> <p>相談室以外での相談を行う場合、仕切りや席位置などの配慮を行っている／いない</p> <p>相談対応に関するマニュアルを整備している／いない</p> <p>相談対応に関するマニュアルの中で取得情報の管理・利用方法について明文化している／いない</p>	<p>※「相談対応に関するマニュアル」とは、相談対応専用のマニュアルに限らず、相談対応おけるプライバシー保護への留意事項について記載のあるマニュアルを含みます。</p>

Ⅲ 【運営に関する点検項目案】：地域包括支援センター用			
No	対象業務等	点検内容	評価確認事項
2. 個別事業			
⑥	総合相談支援	6-1 相談内容に応じた対応状況の把握を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■住民ニーズの把握方法（自由記入） ■相談件数（例：過去1年間） ■解決した件数（例：過去1年間）
		6-2 地域における関係機関のネットワーク作り信頼関係の構築を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■フォローアップ件数（例：過去1年回） ■連携機関名（別表1「連携機関一覧」参照） ■行事等の参加回数（例：過去1年間）
		6-3 地域の社会資源について把握を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■インフォーマルサービス（※）を行う地域の社会資源（〇ヶ所） ※配食、見守り、移送等 ■社会資源やその情報の収集方法（自由記入）

自己評価の根拠（※）		備考
支援が必要な高齢者等の所在及びその人のニーズを把握している／いない	※相談記録のカテゴリ例：相談・解決範囲がセンターのみ／他機関（1機関／2機関以上）、簡単な問題／難しい問題 等	
相談窓口の連絡先を広報誌等（市町村、関係機関等が発行）に掲載している／いない		
相談者、相談内容の確認を行っている／いない		
相談、対応内容を記録している／いない		
相談内容、対応記録に応じた分類（カテゴリ※）を行っている／いない		
分類内容に応じた対応策、手段を理解している／いない		
相談台帳を作成している／いない		
センター内で情報を共有している／いない		
関係部署（サービス提供事業者、医師、行政関係等）と連携している／いない		
支援計画案の立案を行っている／いない		
専門性の確保された担当者による支援チームづくりを行っている／いない		
進捗の管理を行っている／いない		
解決後、相談者に連絡を取る等のフォローアップをしている／いない		
地域住民の情報（人口、高齢化率、世帯状況、生活保護受給率等）を把握している／いない		
地域ケア会議でのネットワーク構築に取り組んでいる／いない		
地域の行事等の地域住民との関わりを確保している／いない		
地域のネットワークの構成員や組織、関係性等の情報をマップ等で管理している／いない		
地域ケア会議、運営協議会以外で専門機関等とのネットワーク構成を行っている／いない		
個人の有するネットワークを3職種で共有している／いない		
地域のニーズと関連した社会資源を把握している／いない		
社会資源に関するマップやリストを作成している／いない		
業務目的に応じて、マップやリストに必要な情報を収集している／いない		
社会資源マップやリストを逐次見直している／いない		
社会資源マップやリストを関係機関等に周知している／いない		

Ⅲ 【運営に関する点検項目案】：地域包括支援センター用			
No	対象業務等	点検内容	評価確認事項
⑦	権利擁護	7-1 成年後見制度活用の取組を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■実態把握の方法（自由記入） ■センターが成年後見制度活用に繋げたケース数
		7-2 高齢者虐待防止の連携会議を設置していますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者虐待防止の周知活動回数（件数等） ■連携会議※の開催回数（例：前年度1年間） ■高齢者虐待相談受付件数（例：前年度1年間）
		7-3 消費者被害の防止の取組を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■周知活動（情報提供）回数 ■相談件数（例：過去1ヶ月間） ■解決した件数（例：過去1ヶ月間）

自己評価の根拠（※）		備考
<p>地域の高齢者の実情や実態として人口、世帯状況、ニーズ等を把握している／いない</p> <p>成年後見制度を普及させるための広報活動を行っている／いない</p> <p>相談や実態把握により、成年後見制度を利用する必要があるかどうかの判断ができている／いない</p> <p>市町村長申し立てが必要な場合、直ぐに市町村と協議している／いない</p> <p>後見の申し立てにおいて、親族以外の申し立てが必要かどうかを判断できている／いない</p> <p>成年後見センターや家庭裁判所等と連携が取れている／いない</p>		
<p>地域住民、関係機関への啓発を行っている／いない</p> <p>通報を受け48時間（24時間）以内に安全確認を行っている／いない</p> <p>通報後、市町村がコアメンバー会議を実施している／いない</p> <p>事実確認後、問題を把握し、援助の方向性（支援策）を関係者で協議している／いない</p> <p>虐待か否かを判断している／いない</p> <p>養護者支援策を協議している／いない</p> <p>支援計画の進捗管理を行っている／いない</p> <p>市長村長申し立ての成年後見制度や老人福祉法における措置について早急に判断し、市町村と協議し実施している／いない</p> <p>連携会議※が開催されている／いない</p> <p>高齢者虐待に関する支援を終了の際、再発防止の策を講じている／いない</p>	<p>※「連携会議」とは、地域包括支援センターと市町村で行う、高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議。市町村が設置している場合も含める</p>	
<p>消費生活センターと連携を図り、消費者被害に関する情報を把握している／いない</p> <p>複数の包括センターとの情報交換や連携を行っている／いない</p> <p>消費者被害に関する情報を、住民に伝達する体制づくり（地域の民生委員、ケアマネ、ホームヘルパー等への情報提供等）を行っている／いない</p> <p>消費者被害の通報時に正確に情報交換・連携ができるように、あらかじめチェックシートを作成している／いない</p> <p>消費者被害の通報時に正確に伝達できるように、記録を作成、整理している／いない</p>		

Ⅲ 【運営に関する点検項目案】：地域包括支援センター用			
No	対象業務等	点検内容	評価確認事項
⑧	包括的・継続的ケアマネジメント	8-1 包括的継続的ケアマネジメントについて、関係機関との連携・協働体制を構築していますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■介護支援専門員のニーズ把握方法（自由記入） ■連携機関名（別表1「連携機関一覧」参照）
		8-2 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■運営方針の骨子（自由記入）
		8-3 地域ケア会議を活用した連携を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域ケア会議の開催回数の頻度（年〇〇回）
		8-4 地域の介護支援専門員に対して効果的な相談対応を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■相談件数（例：過去1ヶ月間） ■解決した相談件数（例：過去1ヶ月間）
		8-5 地域の介護支援専門員へ効果的な支援を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■介護支援専門員を対象とした 定期的な研修開催回数（年〇〇回） ■介護支援専門員による 事例検討会の実施回数（年〇〇回）

自己評価の根拠（※）		備考
介護支援専門員のニーズを把握している／いない		
地域の社会資源の情報を介護支援専門員が活用できるよう提供している／いない		
介護支援専門員のニーズに基づき、関係機関との意見交換の場を設けている／いない		
包括的・継続的支援を行うため、主治医やその他関係職種との連携の手段を把握している／いない		
連携機関名の一覧・担当者名のリストがあり、直ぐに連絡がとれる状況である／ない		
地域ケア会議を主催する場合、運営方針を参加者及び地域の関係機関に文書で知らせている／いない		
職員が文書化された運営方針を所持している／いない		
困難ケースについて議論する場として、地域ケア会議を開催している／いない		※参加者間とは、必ずしも全参加者を表すものではなく、案件に応じて共有が必要な者を表します。
個別事例の支援・解決計画の策定を行っている／いない		
地域ケア会議の議事録を参加者間※で共有している／いない		
市町村に地域ケア会議の内容を報告している／いない		
センターの窓口の連絡先（担当者）を、地域の介護支援専門員に対して書面で共有している／していない		※分類の例：「良い」解決に至ったもの／「良くない」が解決したもの／未解決のもの、対応が容易であったもの／難しかったもの、センター内で解決できるもの／センター外に連携を求めるもの
相談を受けた内容を書類に記録している／いない		
相談内容について分類※している／いない		
相談後に介護支援専門員の状況をフォローを行っている／いない		
介護支援専門員に地域の課題を共有するようにしている／いない		
介護支援専門員のニーズを把握している／いない		
介護支援専門員のニーズに応じた研修を開催している／いない		
ケアプランの振り返りを行っている／いない		

Ⅲ 【運営に関する点検項目案】：地域包括支援センター用			
No	対象業務等	点検内容	評価確認事項
⑨	介護予防ケアマネジメント	9-1 適切な介護予防ケアマネジメントを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護予防ケアマネジメント実施件数 (例：前年度1年間)
⑩	認知症高齢者支援	10-1 認知症高齢者数を把握していますか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当圏域における認知症高齢者数 (例：前年度期首) ※ 認知症日常生活自立度Ⅱ以上
		10-2 認知症高齢者数に対して支援基盤を構築を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症に関する相談件数 (既存、新規を含む延べ件数) (例：前年度1年間) ■ 認知症高齢者支援のための 講演会の主催回数 (年〇〇回) ■ センター主催の認知症サポーター養成講座の 実施回数 (年〇〇回)
		10-3 認知症初期集中支援チームを形成し、取組を行っていますか。※	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初期集中支援チームの設置数 (〇〇チーム) (例：前年度期首) ■ 初期集中支援チームの取り扱い件数 (年〇〇件) (例：前年度一年間)
		10-4 介護保険サービス外で認知症に係る具体的な取組を行っていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取組・事業の名称 (自由記入) ■ 事業の概要 (自由記入) ■ 認知症高齢者支援の方法 (自由記入)

自己評価の根拠（※）		備考
適切なアセスメントを経て、住民主体の活動等の多様なサービスの利用も積極的に位置づけている／いない		
居宅介護支援事業者へ委託した場合の台帳及び進行管理が行われている／いない		
居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの達成状況の評価の確認を行っている／いない		
契約書、ケアプラン、支援経過等の保管・管理を行っている／いない		
モニタリングや再アセスメント行う計画を立てている／いない		
担当圏域における認知症高齢者数について市町村から情報共有を受けている／いない		
認知症高齢者に対してアプローチする計画を策定している／していない		※前年度1年間についてお答えください。
認知症高齢者本人とその家族が、自分たちを支援してくれる人（機関と担当者）を知っているかどうか、センターとして把握している／いない		
認知症高齢者に対して医療機関との連携したことがある／ない ※		
認知症高齢者に対して介護に関する相談・支援を行ったことがある／ない ※		
認知症高齢者に対して、困難事例・権利擁護・虐待に関連する相談・支援をおこなったことがある／ない ※		
認知症高齢者に対して、地域関係機関との連携・ネットワークづくりを行ったことがある／ない ※		
若年性認知症に関する相談・支援をおこなったことがある／ない ※		
認知症高齢者支援のための普及・啓発に関する活動をおこなったことがある／ない ※		
初期集中支援チームにおけるカンファレンス（チーム員会議）を実施している／いない		※この設問は、あなたのセンターが認知症初期集中支援チームに関する委託を受けている場合にのみ回答してください。
初期集中支援チームと必要時に連携・相談できている／いない		
前提となる普及啓発活動を実施している／いない		
認知症高齢者や家族に対する直接的な支援をしている／いない		
住民の参加を伴う取組をしている／いない		

Ⅲ 【運営に関する点検項目案】：地域包括支援センター用			
No	対象業務等	点検内容	評価確認事項
⑪	独居高齢者支援	11-1 地域の独居高齢者について把握を行っていますか。	■担当圏域における独居高齢者数（例：前年度期首）
		11-2 独居高齢者に対して支援基盤を構築を行っていますか。	■独居に関する相談件数（例：前年度一年間）
⑫	医療・介護連携	12-1 地域において、地域連携パスがありますか	■病院のケアカンファレンスの出席回数 （例：前年度1年間）
		12-2 地域連携パスの活用を行っていますか。	■地域連携パスを実際に用いた人数（例：前年度一年間） ■地域連携パスを経て引き受けたの後に介入※した内容（自由記入） ※医療／介護／薬剤管理等 ■対象者のモニタリングの平均期間（例：前年度一年間） ■地域連携パスを実際に用いて連携した機関名一覧（自由記入） （別表1「連携機関一覧」参照）
⑬	在宅医療支援	13-1 在宅療養支援診療所との連携を行っていますか。	■在宅療養支援診療所の具体的機関名一覧（自由記入） ■在宅療養支援診療所との定例会合の回数（月〇回） ■在宅医療支援診療所との連携により地域包括支援センターが コーディネートして退院した人数（例：前年度一年間）
⑭	生活支援体制整備	14-1 生活支援体制の基盤整備として、コーディネーターや協議体と連携をしていますか。	■地域包括支援センターが参加する 協議体の会議開催回数（年〇〇回）
		14-2 地域包括支援センター自体の住民への周知活動を行っていますか。	■周知内容（自由記入） ■市町村のホームページ以外での周知媒体（自由記入）
⑮	各種連携事業者研修	15-1 地域の介護事業者に対して研修等の様々な機会を通じて、さらなる連携の向上につとめていますか。	■地域包括支援センターが主催した 介護事業者向け研修の実施回数（年〇〇回） ■直近に主催した研修のテーマ（自由記述）

自己評価の根拠（※）		備考
担当日常生活圏域における独居高齢者数を把握するにあたり、市町村から情報提供を受けている／いない		
■独居高齢者について		
支援対象者（本人及び相談者）のリスト作成をしている／いない		
支援に係るネットワーク会議の開催している／いない		
アプローチ計画を作成している／いない		
計画の具体的な実行に必要な支援者を把握している／いない		
計画の実行において、個別の独居高齢者に対していつまでにアプローチする予定かを設定している／していない		
中核病院及び地区医師会等との連携システム構築に向け、連絡調整会議や研修会等の開催を行っている／いない		
地域連携パスがある／ない		
疾患別に地域連携パスがある／ない		
地域連携パスを使って住民を地域包括支援センターで引き受けたことがある／ない ※		※前年度1年間についてお答えください。
地域包括支援センターでの対応後、当該住民に対してモニタリングしたことがある／ない ※		
地域連携パスを使って住民をモニタリングする期間を設定している／いない		
連携に際し特別養護老人ホームに連絡したことがある／ない ※		
連携に際し介護支援専門員に連絡をとったことがある／ない ※		
地域連携パスに係る医療機関・介護事業者の担当者の名簿を管理している／いない		
地域連携パスについて医療機関・介護事業者へ書類等を作成して周知活動をおこなっている／いない		
■在宅療養支援診療所との連携のために		
担当圏域内の在宅療養支援診療所の連絡先を把握している／いない		
在宅療養支援診療所との会合を設けている／いない		
在宅療養支援診療所と在宅医療の計画を策定している／いない		
■担当地区にコーディネーター、協議体を有する地域包括支援センターに該当する点検項目とする（市町村が設置する場合を含む）		
地域資源を開発する取組をコーディネーター・協議体と連携し、取り組んでいる／いない		
■市町村があなたのセンターについて紹介している場合は、その内容について回答してください		
市町村のホームページで周知している／いない		
市町村のホームページに加え、それ以外の方法でも周知している／いない		
介護支援事業者の研修ニーズを把握している／いない		
研修の企画を行っている／いない		
研修効果を検証している／いない		

※ 平成 27 年度以降、新しい総合事業、新しい包括的支援事業（生活支援体制整備、在宅医療介護連携、認知症施策推進にかかるもの）が、段階的に施行されるため、センターにおける実施状況を見ながら、点検項目への取り込みも必要である。

別表1 連携機関一覧)

それぞれの点検項目では、以下の連携機関名を記録し、当該連携機関ごとに「地域包括支援センターにおける統合レベル」(※)を確認する

番号	連携機関名	番号	連携機関名
1	保健所・市町村保健センター	14	警察署・消防署
2	医療機関(病院)	15	検査機関
3	医療機関(診療所)	16	訪問看護ステーション
4	県庁・所属自治体中枢機関	17	精神保健福祉センター
5	市区町村役所内の部署・住民組織	18	精神障害者社会復帰施設
6	公民館	19	在宅介護支援センター
7	教育委員会	20	居宅介護支援事業所
8	保育所・幼稚園	21	訪問介護事業所
9	学校(小・中・高・大)	22	介護保険関連施設
10	児童相談所	23	労働基準監督署
11	福祉事務所	24	薬局
12	社会福祉協議会	25	企業
13	知的障害者福祉施設	26	地域包括支援センター

典拠：国際医療福祉大学「平成22年度地域包括支援センターの機能強化および業務の検証並びに改善に関する調査研究事業報告書」から番号2及び番号3のみ変更

※地域包括支援センターにおける統合レベル

レベル	内容
0	連携していない・連携する必要がない
1	連携先のサービスを必要とした場合、連絡をとり、サービスを必要とする利用者に紹介している。
2	連携先機関との間に、ある特定の利用者等に対する支援方法について、特定の手順やマニュアルを整備している(連携パスや虐待対応マニュアルなど)。
3	特定の手順やマニュアルを中心として、手順以外のニーズや複合的なニーズを持つ要援護者に対して、協働してサービス提供を行っている。
4	特定の手順やマニュアルを中心としたケアについて、管理者を中心に組織的に継続的な改善を行っているが、その改善活動に関する予算計上まではしていない。
5	他機関との連携による包括的な支援活動に対して予算を計上し、地域住民のための総合的な支援活動の提供および継続的な改善を行っている。

典拠：国際医療福祉大学「平成22年度地域包括支援センターの機能強化および業務の検証並びに改善に関する調査研究事業報告書」

別表2 連携活動評価尺度

情報共有	①	あなたは、住民・利用者に対して事業や援助活動をしたとき、進行状況や結果を、関連する他の機関に報告していますか
	②	あなたは、住民・利用者が、どんな制度や資源やサービスを利用しているか、把握していますか
	③	あなたは、事業の実施やサービス提供に必要な知識や情報を、関連する他の機関（住民組織を含む）から集めていますか
業務協力	④	あなたは住民の相談内容や問題状況を基礎に関係する他部門や、関連する他の機関に対して必要とされる行政サービスやインフォーマルなサービス、事業、資源・制度、保健・介護および福祉サービスの内容を文章化し、提案していますか
	⑤	あなたは、関連する他の機関（住民組織を含む）に協力を要請しますか
	⑥	あなたは、関連する他の機関（住民組織を含む）から協力を要請されますか
	⑦	あなたは、ご自分と関連する専門職の集まりだけでなく、他の職種・専門職の集まり（会議）にも参加していますか
関係職種との交流	⑧	あなたは、関連する他の機関（住民組織を含む）から、その機関の業務や実態に関する内容を聞いていますか
	⑨	あなたは、関連する他の機関（住民組織を含む）にどのような専門職がいるか、把握していますか
	⑩	あなたは、事例検討会などの説明会への参加を、同僚に呼び掛けますか
連携業務の管理・処理	⑪	あなたは、関連する他の機関（住民組織を含む）や他の職種との親睦会に参加しますか
	⑫	あなたの機関では、新規の専門職が就任した場合、関連する他の機関（住民組織を含む）に挨拶回りをしますか
	⑬	あなたは、複数の関連する他の機関（住民組織を含む）が参加する会議などにおいて、自分の判断で一定の費用負担を決定していますか
	⑭	あなたは、自分の業務内容について、関連する他の機関（住民組織を含む）に資料、情報を伝達していますか
	⑮	あなたは、複数の関連する他の機関（住民組織を含む）・専門職で集めた利用者の情報をセンターとして、もしくはチームとして適正に管理していますか

典拠：立教大学「平成20年度地域包括支援センターの評価に関する研究」

5. 評価指標・点検項目案の策定方法の検討

「4. 保険者及び地域包括支援センターの取組事例の収集・整理」を通じて収集された事例について、検討会による意見・助言を通じ、「運営方針の共有に関する点検」については、個別の内容の実施有無ではなく、個別の業務を工程として記述し、その達成率を基に評価する方式が考案された。

また、「運営に関する点検」については、地域包括支援センターにおける個別の業務ベースの評価として、運営方針の共有に関する点検とは別に必要であり、検討会による意見助言をもとに、実際の保険者及び地域包括支援センターでの取組に沿う内容を整理された。

さらに、当該点検の項目は、実際に地域包括支援センターにおける機能評価のための項目であると同時に、当該点検項目を基に地域包括支援センター職員における教育等を行うなど、その利用方法の可能性も指摘された。

「運営方針の共有に関する点検」については、「介護支援専門員への支援・指導」の業務について次頁のとおり工程としての記述の例を策定した。

運営方針の共有の整理・統合案 (例：介護支援専門員への支援・指導)

(凡例) 黒字は委員アンケート結果を、青字は委員の助言等により補記した事項を表す。

また、「センター」は地域包括支援センターを表す。

区分	介護支援専門員への支援・指導	
	地域包括支援センター	
Plan 把握 企画	■ 把握	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員の連絡協議会組織等との会合を毎月1回以上の頻度で実施 担当地域内における居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員について人数等を市町村で報告 担当地域内全ての所属する介護支援専門員の属性や経験年数等の基礎情報の収集と、抱えている課題といったニーズを把握(居宅介護支援事業所を訪問)
	■ 課題の集約	<ul style="list-style-type: none"> 集めた介護支援専門員の情報をセンター主任介護支援専門員で整理し課題を明確化
	■ 仮説設定・検証	<ul style="list-style-type: none"> 明確化された課題につき、介護支援専門員向けのアンケートを通じ検証
	■ 企画	<ul style="list-style-type: none"> 保険者から提示された運営方針のセンターの事業計画への反映
Do 実施	■ 情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 課題内容、アンケート結果(課題、回収率等)を市町村へ報告 介護支援専門員に問題がある場合に指導を行い、その内容を市町村へ報告 地域包括支援センターと地域の居宅介護支援専門員とで活動の事前打合せを行う 地域の課題や市町村からの情報等を地域内全ての介護支援専門員と共有
	■ センターとしての対応、支援	<ul style="list-style-type: none"> 明確になった課題に対して対応策(研修会、同行訪問等)について相談し、実施 地域別に介護支援専門員を対象とした検討会(研修会)の開催により、ケアプラン作成のスキルアップを支援 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関によるテーマ別の介護支援専門員向け研修会の支援 センター主体でケアプランチェックやケアプラン評価を行う 介護支援専門員の活動指針やマニュアルを作成し、担当地域の全ての介護支援専門員へ共有 地域の社会資源の情報を市町村や関係機関等から収集し、全ての介護支援専門員へ提供、共有
	■ 相談に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> センターの窓口連絡先を、地域内全ての介護支援専門員に対して書面で共有 全ての相談内容について記録し、ケース別に分類 相談後、センターとして行える介護支援専門員へのフォローを検証、実施 センターとして相談後にフォローを行った事例については、市町村へ報告
	■ 自己評価	<ul style="list-style-type: none"> センター自らによる、センターの介護支援専門員への支援・指導の実績と、当初計画との乖離の把握 実績についての検証は、次年度に居宅介護支援事業所訪問時に聞き取り調査で検証 自己評価により判明した課題や、その改善方法案について整理し、保険者へ共有
	■ 運営協議会(第三者評価)	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告にまとめ運営協議会で経過・アンケート結果・実施内容等について報告 結果をもとに次年度計画を作成し、運営協議会で説明し意見をいただき事業計画へ反映
	■ 改善	<ul style="list-style-type: none"> 実績と計画の乖離への対応策(改善策)につき、運営協議会の結果等を踏まえセンターとしての具体的な対応策を資料として作成
Check 検証		
Act 改善		

介護支援専門員への支援・指導	
保険者	
■ 把握	<ul style="list-style-type: none"> ・地域圏域別の利用者動向等を把握し、各センターに伝達できるよう資料を作成 ・地域圏域別に居宅介護支援事業者の事業所名、主任介護支援専門員の人数、介護支援専門員の異動等の把握し、利用者当りの介護支援専門員人数等の需給バランスの動向に関する資料を作成 ・各センターの担当圏域における介護支援専門員の課題等をセンターから収集し、担当圏域個別の課題／共通の課題に整理した資料を作成
■ 課題の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・地域圏域別に介護支援専門員の課題や、利用者動向等を整理し、地域圏域の個別課題及び地域全体での共通課題を集約した資料を作成し、センターへ伝達
■ 仮説設定・検証	<ul style="list-style-type: none"> ・集約された課題設定につき、保険者が独自に介護支援専門員及びその専門職団体や利用者へのインタビューやアンケート調査を通じて、課題の大きさ(ニーズの量)や緊急性等を検証した資料を作成
■ 企画	<ul style="list-style-type: none"> ・検証された課題を克服するための保険者としての方針(ビジョン)を立案し、センターや他の関係機関との協議を通じて具体的な施策を明記した資料を作成 ・施策について、その実施に係る財源確保及び携わる関係機関等と協議し、保険者としての計画を策定し、各センターにおける運営方針を立案しセンターへ共有
■ 情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・全地域から主任介護支援専門員が出席するよう連絡会議を開催し、地域ごとのテーマや課題を検討し、他の圏域の問題もお互いに把握できるよう文書を配布する ・運営時に発生する課題について、保険者の方針(ビジョン)に照らして、重点的に対応すべき課題を選定し、各センターへ保険者としての方向性や意向を適時伝達
■ センターとしての対応、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターに対して、保険者に相談のあったケースへの対応について、対応策を協議・決定し、その後の実施状況についても把握し、必要に応じ継続支援 ・保険者として各センターに共通する介護支援専門員の連携体制、ネットワーク構築、実践力向上に関する項目を列挙して、各センターの研修にて活用できる資料を作成し、配布 ・介護支援専門員向け研修会について医療関係機関へ参加を依頼 ・ケアプランチェックやケアプラン評価において、個別センターでは対応が難しい事例が発生した場合に、関連する機関・専門家と協議し、対応策を明文化してセンターへ提案 ・各センターが作成した個別のマニュアル等を確認し、コメントをつけて返す ・地域圏域別の社会資源の変化に応じた、各センターへの適時情報提供や、各センターの隣接する他圏域の地域資源等の情報を、地域の全てのセンターに適時情報提供
■ 相談に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員に対して、相談窓口として、該当する圏域のセンターを紹介する文書を作成し介護支援専門員へ配布 ・センターにて受けた担当圏域を跨る個別相談内容について保険者にて引受け、関連する機関等に相談し、対応策をセンターへ助言 ・各センターから受けた相談内容について整理し、地域の他センターに対して共有できる事例であれば資料を作成し共有
■ 自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者自らによる、地域における介護支援専門員への支援・指導の実績と、当初計画との乖離の把握(実績についての検証は、各センターの支援・指導実績の収集を通じ実施) ・センターから報告を受けた課題について、解決等の進捗が見られない課題につき、センターへ聴取(課題の深堀)及び、関係機関等と連携して対応策の検討を行い、当該センターへ助言 ・保険者の管理する利用者への給付管理票・給付実績データについて、関連するケース等のピックアップ・対策の効果等の検証を実施 ・自己評価により判明した課題や改善方法について整理し、整理された個別内容についてセンター等の関連機関と協議を実施
■ 運営協議会(第三者評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会で議論されたセンターの事業報告や課題につき保険者としての対応案を検討し、保険者が実施すべき事項に関する資料を作成 ・運営協議会での協議結果をもとに、次年度計画へ盛り込むべき課題・対策に関する資料を作成
■ 改善	<ul style="list-style-type: none"> ・実績と計画の乖離への対応策(改善策)につき、運営協議会の結果等を踏まえ保険者としての具体的な対応策を資料として作成

6. 今後の検討課題

(1) 評価指標・点検項目案の策定

今後は、本調査研究事業で検討・考案された「運営方針の共有に関する点検」、「運営に関する点検」のそれぞれについて、次の取組を行う必要がある。また、今後具体化される点検項目については、その活用方法についてもさらに可能性を検討する必要がある。

■ 「運営方針の共有に関する点検」

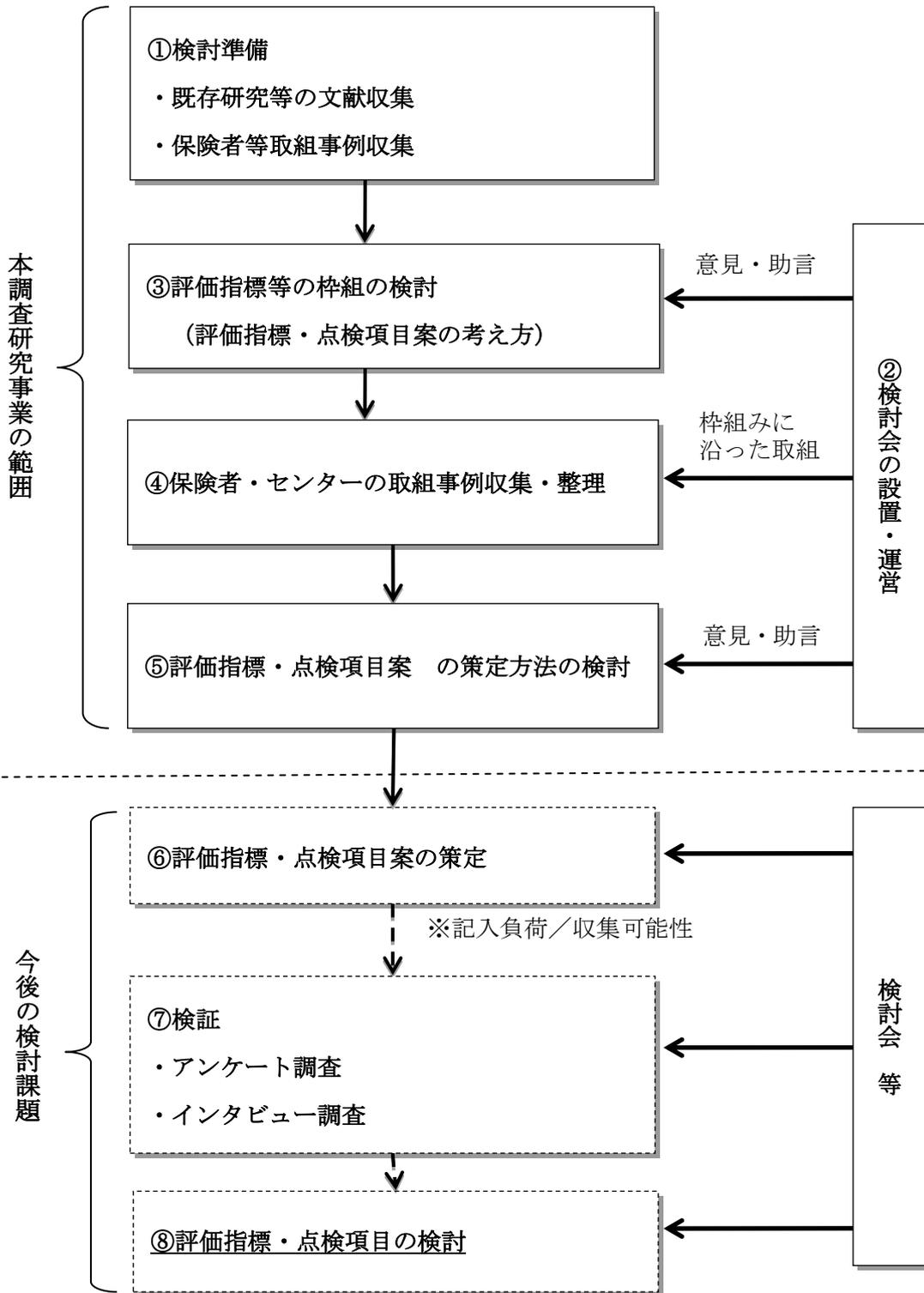
本調査研究事業では個別の業務を工程として記述し、その達成率を評価する方式が考案され、「介護支援専門員への支援・指導」の業務について、具体例（49 頁、50 頁参照）を示すことができた。

今後は、さらに対象の業務を拡大して、実務者から協力を得つつ、工程を検討する必要がある。さらに、対象の業務や保険者規模等により、工程の担い手が地域包括支援センターではなく保険者である場合が想定されることから、工程別の担い手についても明らかにする必要がある。

また、対象業務を拡大し、工程を考案した後は、実際の点検に耐えうるものか（点検する側が点検できる記載内容か）、また、当該項目の実効性があるか（点検した場合、評価が分かれる項目か）等の観点から、点検項目を検証する必要がある。なお、検証においては、保険者や地域包括支援センターを対象にアンケート調査等を実施する等の方法が考えられる。

■ 「運営に関する点検」

本調査研究事業では、委員から実務上の意見・助言を通じ、個別の項目を策定した。今後は当該項目の実効性等を確認する観点から、保険者や地域包括支援センターを対象にアンケート調査等を実施し、当該項目を検証する必要がある。



(2) 評価指標・点検項目の想定される形式例

評価指標・点検項目の想定される形式は以下のとおりである。どのような形式とすることが、当該項目を実際に利用する場合に効果的であるか等を検討する必要がある。

(評価指標・点検項目の形式例)

評価指標・点検項目

1 2025年における地域の姿を推計していますか。

1-1 地域の課題の規模を把握するため、2025年までの認知症高齢者数や単身世帯数を日常生活圏域単位で推計していますか。

■評価確認事項

・2025年時点市町村内で最も人口規模の大きい日常生活圏域における認知症高齢者数：

人

■自己評価

①

②

③

④

行っていない

行っている

■自己評価の根拠（該当する理由を○で囲んでください）

・ 認知症高齢者数の推計	している	していない
・ 上記の2025年度までの推計	している	していない
・ 上記の日常生活圏域単位での推計	している	していない
・ 日常生活圏域の数	1つ	2つ以上

平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

地域包括支援センターの機能評価指標に関する
調査研究事業
報告書

平成 27 (2015) 年 3 月
株式会社三菱総合研究所